

平成30年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成30年9月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年9月5日 9時30分			議長	品川義則
及び宣告	散会	平成30年9月5日 16時50分			議長	品川義則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		6番	牧菌綾子		7番	木村照夫
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 久保山晃治		（書記） 川添紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田一也		産業振興課長		毛利博司
	副町長	酒井英良		まちづくり課長		内山十郎
	教 育 長	大串和人		定住促進課長		長野一也
	総務企画課長	熊本弘樹		建設課長		古賀浩
	財 政 課 長	平野裕志		会計管理者		酒井智明
	税 務 課 長	寺崎博文		教育学習課長		井上克哉
	住 民 課 長	吉田茂喜		こども課保育園長		高木久幸
	健康福祉課長	中牟田文明		産業振興課参事		寺崎一生
	こども課長	平川伸子		まちづくり課図書館長		天本洋一
議 事 日 程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 大久保 由美子

- (1) 平成30年7月豪雨による基山町の災害と防災について
- (2) 受付窓口での利便性の向上とプライバシーの配慮を

2. 木 村 照 夫

- (1) 運転免許証の自主返納策は
- (2) 農業用ため池及び河川井堰の一斉点検実施を
- (3) 農地の集積状況について

3. 久保山 義 明

- (1) 想定外をなくすための危機管理対策について
- (2) 中心市街地活性化基本計画について
- (3) 市街化調整区域における土地利用について

4. 栗 野 久 明

- (1) 亀の甲ため池の今後の対応について

5. 大 山 勝 代

- (1) 放課後児童クラブに通うすべての子が安全・快適に過ごすために
- (2) 各行政区公民館の運営について

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○ 2 番（大久保由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。ただいまから一般質問いたします 2 番議員の大久保由美子でございます。傍聴席の皆様には、早朝より大切な時間にもかかわらず傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

議員になった年の平成27年 6 月、初めての定例会に臨みました。そこで一般質問の通告順位を決めるくじ引きで運悪く 1 番目のくじを引き、質問時間60分が持ちこたえることができずに40分ぐらいで終了しました。いまだにそれがトラウマとなり、毎回プレッシャーとなっています。あれから約 4 年、一巡して今回トップに返り咲き、14回目の一般質問をいたします。

さて、昨年の 7 月 5 日の線状降水帯による朝倉市や日田市の北部九州豪雨での激甚災害に続き、ことし 7 月 5 日から 7 日にかけて発生した平成30年 7 月豪雨は、西日本地方を中心に甚大な被害をもたらし、今回も激甚災害と指定されました。そして、基山町も近年にない多大な災害が各地域で発生し、被災された町民の方には心よりお見舞い申し上げます。

また、町の災害では、町長を初め職員の方、各関係機関の皆様には 7 月 5 日からの大雨による災害復旧に向けて御尽力いただいておりますが、安心・安全なまちとなるために、一日も早い復旧に今後ともよろしく願いいたします。

ところで、台風21号、昨日から四国・近畿地方に上陸し、北陸地方へと猛烈な強風と大雨をもたらし多くの災害が発生し報道されております。全国で多発する台風や豪雨による自然災害ですが、先日の佐賀新聞に日本は災害大国として、地震・豪雨に対して内閣府が日ごろからの備えについて政府広報を掲載しておりました。

このように、災害大国の日本に住む以上、自然災害は免れません。基山町での災害を通し

て、復旧はもとより町はいかに町民の人命や財産を守るために、これからの防災対策について、また町民一人一人が自助や共助を通して自分の身は自分で守るため、町は町民と一体となって地域防災への取り組みに向き合っていけるのか質問させていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、1回目の一般質問をいたします。

質問事項1、平成30年7月豪雨による基山町の災害と防災について。

質問要旨として、(1)大雨による災害が町で多発した要因は、何が考えられるか。

(2)毎年、防災パトロール点検を実施されているが、今回の大雨による点検した6カ所の災害状況は。

(3)7月6日に大雨による土砂災害警戒情報や洪水警報等が発令されたが、町の小・中学校の下校時の対応はされたのか。

(4)7月6日16時30分に避難勧告、17時10分に大雨特別警報が発令されたが、基山保育園では迎えの時間帯と考えられるが保護者への対応はされたのか。

(5)用水路や側溝など、再度安全確認の点検と対策をすべきではないか。

(6)高齢者世帯や高齢者単身世帯、障がい者等へ防災無線用戸別受信機の設置をできないか。

(7)本年度ハザードマップ改訂の事業を掲げているが、改訂の目的と改訂後の町民への活用と周知をどうするのか。

次に、質問事項2、受付窓口での利便性の向上とプライバシーの配慮をについて質問します。

住民課での証明書の申請や転入、転出などの届出の中には個人情報があり、書類上の個人情報を知られたくない町民もいらっしゃいます。また、周りが気になる方もいらっしゃると思います。最近は多くの自治体窓口では、個人情報の保護とプライバシーの配慮から、仕切りを初め個別ブース的なものにローカウンターと椅子がふえてまいりました。本来は各課に対応してほしいのですが、まずは来庁者の利用が一番多い住民課窓口でプライバシーの配慮と窓口で町民とテーブルを挟んで証明発行パソコン端末の設置により、職員がわかりやすい説明のもとで迅速・正確に申請や届出の手続が行われるような取り組みについて質問します。

また、申請書などの記載台についても、高齢者や障がい者など誰もが記入しやすいテーブルと椅子の設置について問いたいと思います。

そこで、質問要旨として、(1)職員が目指すべき理想の窓口対応とは何か。

(2)窓口対応で改善を必要とする課題は何か。

(3)プライバシーの配慮のため、受付カウンターに仕切り板の設置をできないか。

(4)カウンターは、車椅子でも対応できる奥行きなのか。

(5)届出等の手続は、職員が離席せずに町民とカウンターで応対しながら事務作業ができないか。

(6)申請書などの記載台の一つをテーブルと椅子にできないか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

おはようございます。それでは、大久保由美子議員の御質問に回答させていただきます。

1の(3)は教育長のほうから回答させていただきますので、それ以外の質問に対して私のほうから一度目の回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず、平成30年7月豪雨による基山町の災害と防災について、(1)大雨による災害が町で多発した要因は、何が考えられるかということでございますが、7月5日から6日にかけて梅雨前線が九州北部に停滞し、長時間にわたり大気の状態が非常に不安定になりました。基山町で降り始めからの総雨量が458ミリ、そして6日16時から17時の間の1時間の最大で54ミリの大雨が降ったことによって、土壌に雨水が浸透し真砂土の保水力が限界を超えたために表層崩壊を起こしたというのが主な要因ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、(2)毎年、防災パトロール点検を実施されているが、今回の大雨による点検した6カ所の災害状況はということでございますが、今年度防災パトロールを実施した6カ所のうち、亀の甲ため池が大雨による雨水の浸透によりため池ののり面が表層崩壊を起こしました。その他5カ所につきましては、特に異常はありませんでした。

(4)7月6日16時30分に避難勧告、17時10分に大雨特別警報が発令されたが、基山保育園では迎えの時間帯と考えられるが保護者への対応はされたのかということでございますが、緊急連絡の際は、マチコミメールを利用して保護者の方に周知しており、大雨についても注意喚起とお迎え情報を送信いたしました。

さらに、17時30分以降お迎えに来られていない保護者へ個別にお迎え時間等について電話

で確認をしたところでございます。また、大雨特別警報の状況や夜間で暗い中のお迎え等を考慮して、閉園時間前の18時45分ごろに、町民会館へまだお迎えに来ていただいていない園児9名の移動を行い、最終的には21時ごろに保護者のお迎えが完了しました。

(5) 用水路や側溝など、再度安全確認の点検と対策をすべきでないかということでございますが、県道町道に隣接する農業用水路について、点検により安全を確認いたします。

また、受益者で管理されている用水路については受益者で安全確認をしていただき水路の適正管理に努めていただきます。

なお、用水路の安全確認により補修等の対策が必要な場合は、町の農業用施設に対する補助金制度などを利用できます。

(6) 高齢者世帯や高齢者単身世帯、障がい者等へ防災無線用戸別受信機の設置ができないかということでございますが、現在、町では土砂災害特別警戒区域の方に自動音声による電話連絡を行っておりますので、まずは自動音声による電話連絡の対応を検討したいというふうに思っているところでございます。

(7) 本年度ハザードマップ改訂の事業を掲げているが、改訂の目的と改訂後の町民への活用と周知をどうするかということでございますが、今回の改訂は、平成28年度に佐賀県による浸水想定区域の見直しが行われたこと、土砂災害特別警戒区域等の指定が完了したこと等により、町内全域に改めてお知らせする必要があることから改訂を行う予定としております。

改訂後には全戸への配布を予定しております。また、配布後は「広報きやま」やホームページによる活用方法の周知や出前講座での啓発を行ってまいる予定にしております。

2、受付窓口での利便性の向上とプライバシーの配慮をということでございます。

(1) 職員が目指すべき理想の窓口対応とは何かということでございますが、役場全体では、どの部署においても、来庁者の方が不快な思いをされないよう来庁者ファーストの窓口対応を目指しているところでございます。その中でも特に住民課の受付窓口は、役場の顔でもあり、来庁者が最も多い部署でもありますので、来庁者がたらい回しにならないようワンストップサービスを心がけているところでございます。

(2) 窓口対応で改善を必要とする課題は何かということでございますが、耳の不自由な方に大きな声で話す場合の配慮については、改善が必要であると思いますので、助聴器の導入等検討していく必要があるのではと思っております。また、庁舎で開催する会議の場所等について、窓口で尋ねられる場合が多いので、正面玄関への案内板設置等を検討します。

(3) プライバシーの配慮のため、受付カウンターに仕切り板の設置をできないかということですが、南側の受付カウンターには、書類内容が見えないように仕切り板を設置しておるところでございます。また、DV被害者等の特に配慮が必要な方に対しては、相談室等での個別対応を行うようにしているところです。

(4) カウンターは、車椅子でも対応できる奥行きなのかということですが、車椅子の形態にもよると思われますが、庁舎の入り口に設置しております車椅子と同サイズのものであれば、通常の手椅子であれば対応可能でございます。

(5) 届出等の手続は、職員が離席せずに町民とカウンターで応対しながら事務作業ができないかということですが、証明書の発行手続については、現在、1人が発行して別の職員が確認してからの交付と手数料を受け取っているため、離席せずに事務作業するには、窓口の大幅なレイアウト変更や業務の見直しが必要になるところでございます。

(6) 申請書などの記載台の一つをテーブルと椅子にできないかということですが、現在、車椅子用の記載台を1台設置しておりますが、椅子は設置しておりませんので、足の不自由な方については、受付カウンターに御案内して記載していただくよう対応を行っておるところでございます。椅子に座って記載する記載台は、今後來庁者の御意見もお聞きしながら、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの(3)番についてお答えを申し上げます。

7月6日に大雨による土砂災害警戒情報や洪水警報等が発令されたが、町の小・中学校の下校時の対応はされたのかというお尋ねでございますが、教育委員会では当日の午前中並びに午後にも、児童・生徒の通学路について車での巡視を行い、その情報を学校に知らせていました。

特に下校時については、教育委員会の情報や各学校での事前の巡視の情報をもとに、生徒への下校時の指導をするとともに、小学校の低学年については職員が下校時の付き添いを行いました。

また、小学校高学年及び中学校の下校については、基山小では車での迎えに対応するため

校庭を開放しました。中学校については車で迎えに来られる保護者に対して、混雑を避けるために時間差での迎えについてメールで連絡をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それでは、質問事項1の平成30年7月豪雨による基山町の災害と防災について、一問一答で質問させていただきます。

まず、(1)の大雨による災害が町で多発した要因は、何が考えられるかというお尋ねをしましたところ、降雨の総雨量等々を答弁されましたけれども、集中豪雨により多くの災害が発生したことから、今後も避けて通れない自然災害ですが、町としては今回の災害を通して、防災・減災の観点から強化すべき課題が何か挙げられますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、防災であったり減災という、どちらかというとハード的な考え方から申し上げるならば、今回も特に被害がひどかった丸林地区については、もう既に県のほうにお願いをさせていただいておりますけれども、そういった砂防ダムのような治山事業を行うことによって、特に山間部の崩落を防ぐというのが大きなことだと思いますし、あと個別的に言えば、例えば、浸水をした区域の水路のバイパス工事を行ったりとか、どちらかというと、減災という考え方からいくなればハードの整備を行うべきではないかなというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ハードと言うとかなり広範囲な、どこまでしたら減災ができるかと、本当難しいところがあるとは思いますが、では、災害の要因として、2日間で降った総雨量と6日の16時から1時間の最大雨量を挙げられましたが、日本では至るところで毎年災害が発生しております。これまで比較的災害が少ない基山町で、私もですが、町民の意識の中に町は大丈夫、自分の家は大丈夫という固定観念があると思います。ことしは避難訓練の実施を平成30年の事業の

中で計画されておりますが、今後、町民の防災意識を高める啓発にはどう取り組むお考えですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、先ほどお答えした部分で申し上げますと、確かに、減災という考え方からいくなれば、ハード整備とソフト的な部分もあわせて必要だというふうには思うところでございます。

それで、今後の防災意識の高揚をするためにどのようなことを行っていくかということに関しましては、これまで今年度に入りまして、いろいろな場面で御説明もさせていただいておりますけれども、まずは防災の講演会を10月の末ごろに行いたいというふうに思っております。その後に、できれば11月の下旬ごろに全体を通した避難訓練というのは困難かなというふうに考えておりますので、特に今回被害の大きかった6区、もしくは山間部を抱えております4区を対象にした実践的な避難訓練をさせていただければというところで、今後その部分については区長さん方と協議をさせていただきながら実施を行いたいというふうに考えております。また、いろいろな場面で、例えば、広報であったりホームページであったり、そういった部分で特に雨季に入ります前の広報であったり、そういった部分も強化していく必要があるのではというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひ前進させていただきたいと思います。

次に、(2)の毎年、防災パトロール点検を実施されているが、今回の大雨による点検した6カ所の災害状況はというお尋ねをしましたところ、答弁では亀の甲ため池のみが被災したというような報告ですが、私は所管的に総務文教で防災関係のところも所管しておりまして、この防災パトロール点検実施箇所というところを、ことしの5月10日でしたっけ、所管調査のときにいただきました。その6カ所というのは、1が亀の甲のため池、2が小松、3が黒谷土とり場、それから4が南谷、5が丸林、6が実松川（実松橋）という、この6カ所が点検箇所ということで例年なさっているようです。その位置はわかります。5の丸林、これは災害がなかったという報告は、その場所が違うんですかね、この点検箇所と今回ありました

災害場所の丸林地区とは、点検箇所が違うのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、議員おっしゃった点検箇所は、多分平成29年度に直させていただいた分について御指摘をいただいたのかなというふうに思っております。平成30年度に実施をさせていただきましたのは、亀の甲ため池、それから別所地区で砂防工事が行われる予定になっておりますけれども、その別所地区、それから小松の以前土とりをしておりました箇所、それから黒谷のグリーンパークのところの土とり場、それから、南谷の以前崩壊いたしましたところの箇所、それから最後に6番目として本桜のため池を点検させていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

資料をいただいたのは、平成28年度の状況と平成29年度の状況ということで、平成29年5月31日付の報告書を確かにいただいておりますので、平成30年は5月28日にされたんですかね。そういうことで、私たちは5月10日にたしか所管調査をさせていただいたので、その場所はちょっと私も確認しておりませんでしたけど、平成28年、平成29年というのは同じ場所をなさったという認識でよろしいですか、この資料から見ると。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

議員おっしゃるとおりで結構です。平成28年、平成29年度は同じ箇所を点検させていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ、ことし変更になさった理由はということでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

結果的に言うと、丸林地区で言えば、非常に被災が平成30年度に関して言えば多かったわけでございますけれども、以前からその点検をさせていただいておりましたのが、ちょうど水門の上流付近で治山事業をやっておりますので、そちらのほうを毎年点検させていただいておったところでございます。

そういった中で、点検ごとに特にその問題がなかったことから、今年度については点検箇所からは外しておったものの、結果的には大きな被災を受けたというのが現状でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

本当そういうことがたまたまことはそういうことだったということで思うんですけど、それで、だから、去年とことは違いますけど、6カ所の防災パトロール点検場所というのは、危険性が特に高い区域を上げてパトロールなさっていると思うんです。

今回、多方面で発生しましたので、その検証のためにも今後この点検箇所の検討と追加、毎年6カ所するのもありでしょうけど、もう少し6カ所を10カ所にするとかいう、その追加、そういうことも検討されてよろしいのではないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

点検の箇所につきましては、やはり随時今回の状況なども考えながら変更することは必要だというふうに思っております。箇所数につきましても、関係機関が多うございますので、その部分で時間的な制約もありますので、その部分で間に合わない部分については庁舎内でも検討しながら危険というか、そういった土砂災害等の可能性があるところについては点検をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もう1カ所の去年まで点検されていまして実松川ですね、今回も近隣で浸水被害が出たのではないかなと思いますけれど、その認識でよろしいんですか、実松川の場合は。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

実松川については、現地は全体で見回らないものの、私どもの担当のほうで土のうの高さとかを確認させていただいておりましたけれども、結果的に言いますと、2棟といいますか、2カ所で浸水を見ておりますので、引き続き河川改修が終わるまでは点検をすべきではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

実松川の下流のほう、秋光とぶつかるところら辺のあの土地の収用が終わって、大分更地、空き地もできておりますけど、ところで、工事自体はいつから始まるんですか、もう始めないとこれだけ災害が毎年来るようでは、いつごろになるんですか、予定では、工事自体は。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

河川のほうは私のほうから回答させていただきます。

一応河川事業で行われておりますが、用地があと少しというふうに伺っております。工事についても平成30年度から着手したいという旨はお伺いしておりますので、そういった用地の進みぐあい等を見ながら始まるのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひこれは町が一生懸命要望して県のほうに取り組んでいただきたいと思います。

最後にこの部分で、この後、多くの議員が災害についてお尋ねになられますけど、亀の甲ため池の件も栗野議員と鳥飼議員がされますので、ちょっと一つだけ気になるので質問いたします。

総務文教委員会でも所管調査で亀の甲ため池を現地調査した際に、この防災パトロール点検状況の資料にも平成28年度、平成29年度の調査結果では、コンクリートの継ぎ目から出水を

確認、山側からの水ではないかと記されておりましたので、その場所を私たち総務文教委員会の議員も確認させていただきました。結構、水がコンクリ、側溝のほうに流れておりまして、私が言うべくもなく、この調査されると思うんですけど、その出水のところを、ちょうどそこら辺が崩壊場所と連動していますよね。この出水を初め、のり面の抜本的な調査が必要ではありませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

結果的に言うと、漏水しておった部分はやはり山側からの浸透水が表面に出てきていたというのが結果的には言えるのではないかというふうに思っています。

それで、今回崩壊はしたものの、要は堤防の表面がすべったという形だけでございましたので、結果的に言うと、ため池本体を崩すような大きな要因にはなっていなかったというところがある意味幸いであったかなというふうに思っております。

そこで、今後復旧なり改良をしていく中では、もう既にボーリング調査などを行っておりますので、そういった部分で原因も究明しながら、そういったところには対処をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

あの大きなため池が崩壊するようなことがもう二度とないように、ぜひぜひ調査のもとで復旧をしていただきたいと思います。

次に、(3)の7月6日に大雨による土砂災害警報情報や洪水警報等が発令されたが、町の小・中学校の下校時の対応についてお尋ねいたします。

7月6日の基山小、若基小の下校時間と中学校の下校時間を教えていただけますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

6日の3校の下校時間でございますけれども、基山小学校が低学年、1、2年生が午後2時30分から下校をしております。3年生以上の3、4、5、6年生については午後3時20分

からの下校をしております。

次に、若基小ですけれども、1年生から3年生は午後3時10分からの下校をしております。
4年生から6年生までについては午後4時の下校です。

基山中学校についてですけれども、基山中学校のほうは1年生が午後3時50分ぐらい、2年生が午後4時5分から、3年生が午後4時20分からの下校ということで、学年別に中学校のほうは下校時間をずらして下校をしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この時間の下校は、通常の6日は金曜日でしたか、金曜日の時間割どおりの下校時間ということでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山小学校については、当日は短縮授業の時間割という形ではしておりましたので、通常よりも時間としては若干早目の下校という形になっております。

若基小学校については、通常の時間で下校時刻ということになっております。

中学校の場合は、部活のほうを中止いたしまして、時間を若干切り上げて、5校時で切り上げて段階的な下校のほうをしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その答弁の中に、基山小の車の迎えに対応するため校庭を開放したと答弁されまして、中学校では混雑を避けるために時間差での迎えについてメールをしたという答弁でしたけど、小学校では保護者へのメール連絡はされたのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山小、若基小、それぞれでの下校時間に対して、保護者へのメールというのは当日して

おりません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

児童・生徒の多くの保護者は、下校時の危険を察して車での迎えが多かったようです。そのことから、要するに親は車でのお迎えが多かった。それに対する配慮も学校側はされた。ということは、学校関係者は下校時の繰り上げ下校するとかの判断はされなかったんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど下校時間を申し上げましたが、基山小、基山中については下校時間を通常よりも、基山小は短縮授業、基山中は５校時で打ち切ったという下校時を早めたという判断はあります。ただ、若基小は状況を、校長の判断で通常の授業が終わった後速やかに下校させるという手だてをとっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

基山小はたまたまその日が短縮授業で、大雨による短縮授業にしたわけではないということでしょう。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

大雨による短縮授業というふうに私たちは聞いておりますが、短縮授業をしたと。もしかしたら、その議員おっしゃるように、後で児童・生徒会を持っているんですね。ですから、そのために時間をとるために、もしかしたらそこで５分の５時間分、２５分なり３０分なりをそこで生み出すために短縮したのかもわかりませんが、それは後で確認させていただきます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

そこはちょっと確認していただきたいと思います。

次に、基山町の地域防災計画、これに第8章、文教対策計画には、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ臨時休業及び通学路の変更、集団登下校の措置をとる。」。もう登校していた場合、「登校後においては、注意事項を十分徹底させるとともに低学年児童にあつては、教師又は上級生等が地区別に付添い帰宅等の措置を講ずる。」と書いてあります。基山小の低学年は先生が付き添いをしていかれたということで、その計画の要綱でしてあるようには感じましたが、では上級生の対応はどのように、集団下校とかをさせられたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的に、同じ地区の子どもはまとまって帰るようにという指導はしております。幸い基山小の場合は、その前に児童生徒会といいますか、そういうのをやっていたので、そこで同じ地区の子どもたちに対しては、冠水というか、道路が吹き出しているというところもあったようですので、そのあたりは迂回するようにとか、そういうことも含めて指導はしたというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

余り長くなるとあれですけども、若基小のほうは、4年生から高学年に向けては16時の下校というふうに答弁されましたけど、若基小は6区があります。6区は今回大きな災害がありましたところです。16時と言ったら、雨がすごく降り始めたころで、町内の下のほうでは冠水等もあって通行どめがなされようとするほどの冠水もあっていました。幸い何事もなかったからよかったんですけど、要するに、台風と違いますから、洪水というか大雨はですね。なかなか判断が難しいところだとは思いますが、災害が発生するおそれがあるというような危機管理はそのときにはなかったんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

若基小についてでございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）若基小については校長の判断でやっておりますが、校長の話によると風がさほどなかったのと、雨は強くても風がなかったので大丈夫であろうというふうな認識をしたということで下校させたと。結果的にはもう少し時間帯を早めたほうがより保護者の不安をなくせたのではないかということは感じております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

次に、ちょっと質問しづらいんですけど、7月6日の16時30分に避難勧告、17時10分到大雨特別警報が発令されました。当日、下校時間の前にもし大雨特別警報が発令されていたらどのような危機管理をされたのかなと思ったんですけど。

今後、生徒たちが在校中にこの大雨特別警報が発令されたらどのような対策を図られますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その状況が、当然職員が見回ったり教育委員会が見回りますけれども、帰すのにも非常に危ないということであれば、学校にそのまま待機をさせると。時間的には、もう安全が確保できるまでは待機をさせるという措置を一義的にはとっていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひ、これだけ頻繁に災害等が発生しておりますので、ぜひ学校等の危機管理もマニュアル化していただきたいと思います。

次に、(4)の基山保育園でのところでの質問をさせていただきます。

保育園前の秋光川を私が6時過ぎに見回りに行かせていただきましたら、秋光川がかなりの増水をして勢いよく流れておりましたが、園舎や園庭での大雨による影響はなかったのですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

朝の6時、夕方の6時。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

夕方の18時です。ごめんなさい。

○議長（品川義則君）

大久保議員、秋光川を見られたんですか。保育園なら実松川ではないですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、実松川です。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

6日18時ごろでありましたら、6日の17時15分ごろになりますけれども、ちょっと保育園の正門から上流側になりますけれども、固定井堰がございます。固定井堰の上のほうが両側に水があふれまして、園庭西側の田んぼのほうに入っております。そちらからの浸水が園庭のほうには17時半ごろからございました。その部分ありましたけれども、18時ぐらいにはまたおさまりまして、園舎のほう等には影響はございません。園庭の水もその時点ではまた引いていた状況でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それは安心でした。それで、その17時10分に佐賀県内に数十年に一度の規模の災害が迫っているという判断で出す大雨特別警報が初めて発令されました。そのときは園児たちはまだ保育中だと思いますし、すぐそばの実松川もかなりの増水状態でございましたが、役場やこども課との特別警報が発令されたことについての対応を連絡等や協議をなさったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

6日当日ではございますけれども、こども課の職員を派遣してもらいまして、職員を通じて役場とのこども課、役場との連絡をとっていたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その連絡でもし答弁できるようであれば、どのような連絡をされたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

増水もございましたので、その中で町民会館への避難等の検討も報告したところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

最終的にはお迎えが遅くなられる方の9名の幼児を町民会館に避難されたということでしょういいんですね。

次に、基山町地域防災計画の第8章に文教対策計画があり、先ほど小・中学校の下校時の質問の中で紹介いたしました対応ですね。災害時における文教対策計画はこの計画書に示されております。ですけど、災害対策基本法による要配慮者である乳幼児をあずかる町立保育所の災害時の対策をこの地域防災計画書に書くことは必要なかったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

必要あるかないかというところを言われるとどうなのかなという気がしています。この地域防災計画でどちらかというと保育所をこの計画の中に入れているというのは調査をさせていただいておりますけれども、そう多くはないものの、そういった記載をしているところも

ありますので、そこについては今後研究をさせていただきたいと思っております。

ただ、1つ言えますことは、地域防災計画はあくまでも総論的なことを書かせていただいておりますので、個別的な本当の意味での、直接的な施設でのそういった防災計画というのは施設ごとにそれぞれ立てられるように指導がなされておりますので、その計画をもとに今回についても、保育所についてもそういった対応をしていただいたというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、(5)の用水路や側溝などの再度安全確認の点検をということでお尋ねですけれども、7月6日の16時ごろ、宿1号線の横に用水路があつて、明光寺あたりの三差路、そこも冠水しておりましたが、その下流のJAスタンドのところの三差路でも冠水による通行どめが6日の夕方あつておりましたが、現在、宿1号線の明光寺下の用水路付近を通行どめにされて工事があつておりますけど、これはどのような工事をなされているのですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ここにつきましては、もう予算を、事前に発注もしておりました部分でございます。水路の容量の拡大をバイパス的に行っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この容量のバイパスをされるというのはどういう意図からその工事が発注されたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この水路につきましては、通常は問題なく機能しておるんですが、年に一、二回の豪雨で

すね、災害に値する豪雨のときに許容いっぱいの水量でしたので、それにつきまして防災の面で拡大を、予算をお願いし工事発注をしたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

確かに、この入札自体が７月６日、まさに豪雨の日に入札がっております。そして落札がっておりますので、その前から計画があったんだなということはわかりました。

今度、議案第33号の町道認定が出ている真尻６号線、今度住宅が29戸ぐらい分譲地を開発されましたよね。あそこはもともと水田が広がり保水力もあったんですけど、開発整備によって、今度町道認定を出されているところの……

○議長（品川義則君）

大久保議員、議案ですので、まだ決定はしていませんので。

○２番（大久保由美子君）

はい、出されているところの分ですね。そこのところは、側溝排水が全て宿１号線の用水路に流れるような設計というか、実際がそういう状況でありましたから、今後、その分がますますその用水路を通して、今回通行どめとか、ＪＡスタンドのあたりでも冠水して通行どめとかになりましたけど、そこら辺の被害が今後とも増長するのじゃないかなと思うんですけど、そこら辺までの改修が必要じゃありませんか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、工事の今規模を決める際に、当然今おっしゃられたように、雨、雨水の流入の系統の計算をしておりますので、そういった通常やる方式に基づいた断面を決定しております。ですので、豪雨ですね、災害になるような豪雨については不明な部分はございますが、通常の災害等の範囲であれば、この計算の中でおさまれるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

その宿１号線の町道は、皆さん御存じだと思いますけど、通学道になっておりまして、毎日

27名ほどの児童が通学しております。町道と並行して流れているこの用水路には、いまだにガードレールなどの安全対策がされておられません。

6日の夕方は、もう道路まで約10センチで町道全体に冠水するほどの増水でした。ここは子どもたちの通学路で安全・安心は言うまでもなく一般の方も大変危険な用水路ですので、そこに早目にガードレールの設置を検討していただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今御指摘の部分につきましては、以前より御意見もいただき検討しているところでございますが、あそこが農業用水を兼ねているというところがございまして、毎年水路の堆積土の土砂上げ等が行われております。そういった関係者と調整をしながら、防護柵なり、そういった作業ができなくならないように話を進める必要があると考えておりますので、現在もそういう調整をしておりますけど、若干時間を要して、まだその防護柵までは至っておりません。そういった水路の機能のほうとの兼ね合いもございますので、今後安全対策には努めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

あそこは本当に、広いところもあるんですけども、車がやっと1台通るような町道の幅ですよね、もしそういうところだったら、子どもたちが避けようにも避けられない、たまたま隣の民地が駐車場か何かですから、そこに入ることはできますけど、そういうこともありますので、ぜひ通学路でもあり早急な対応をお願いしたいと思っております。

次に、(6)の高齢者世帯とかに防災無線用戸別受信機の設置をできないかとお尋ねしましたが、防災無線で聞き取れないときは自動音声で連絡を、土砂災害特別警報地域にはしているということを聞きましたけど、そういうのを今回私が申し上げた災害弱者とかのところで検討するという答弁ですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

自動音声案内システムと同じシステムの中に、逆に役場側から相手方へ電話連絡をするという機能を備えておりますので、そういった登録をさせていただいた方について自動音声で直接そういった弱者の方への連絡をすることについて検討したいということでお答えしたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○２番（大久保由美子君）

いずれにせよ、やはり災害弱者という方たちにはなかなか防災行政無線は聞き取れません、雨戸が閉まっていたり大雨による音で。ですから、そういう話はよく聞きます。聞き取れていないって。だから、もちろん以前、電話システムで電話で聞くことはできますけど、ぜひ役場のほうからそういう災害弱者に登録していただいて、そういう勧告とか指示とか警報とかが出たときのことを連絡ができればと思いますが、これは電話をとらないと聞けないですよ、受話器で電話が鳴って、そういうシステムですよ。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私どもが今申し上げているシステムでいけば、あくまでも電話をとっていただくということになります。そういった中では、最大で３回線登録ができますので、例えば、御自宅の電話、それから御本人の携帯電話、もう一方の御家族の電話という形で、最大３件まで登録ができますので、順次応答確認がなかった方については自動でかかっていくようになります。

その後に３回かかったところで応答がなかった分については、また応答がなかったということで改めてリストをつくってかけるようなことで、現在特にレッドゾーンの地区については対応させていただいている状況です。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今答弁させていただいたのは、いわゆるレッドゾーンを中心とした危険地域の家庭でございますので、要援護者だけでなく、普通の家庭にも全部同じ仕組みでございます。そして、それに加えて、要援護者については今個別にマッチングして誰が援護するのかというところ

まで含めた形のシステムを今つくりかけているところでございます。それで、丸林についてはそれが一応今でき上がっている状態になりますので、それを特に危険な地域の要援護者に絞って、まず次の段階ではそれを広げていくということですね。形はできているんですけど、まだ魂がこもっていないので、魂を込めていくというふうな、そんな形になると思います。

だから、そういう意味では、危険地域への連絡の話と要援護者を支援する話は分けて考えたほうが整理しやすいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

最後にハザードマップの件なんですけど、いろいろ質問はしたかったんですけど、今度改訂されるということの趣旨、目的等は答弁いただきましたので、わかりましたので、ちょっとこれは提案なんですけど、このハザードマップをちょっと教育長に提案なんですけど、小・中学校での防災教育で、この子どもたちにハザードマップを教材に自分の住んでいる地区や通学路の危険性の想定や避難所への経路などを学ぶ場を設けてはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今の御意見につきましては、校長会で協議して考えを、校長の意見を聞いてどのようにやるかということ。実際にもうやっているという、防災の中で、そのハザードマップは使わなくても自分の住んでいる地域がどうなのかということを学んでいる可能性もありますので、そのあたりを確認してどの方向性がいいのかということは考えていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

小さいころからハザードマップの存在を知っていただきたいと思いますし、その利活用についても学んでいただきたいと思います。

次に、2の受付窓口での利便性の向上とプライバシーの配慮についてお尋ねいたします。

職員が目指すべき理想の窓口対応とは何かとお尋ねしましたが、その来庁者ファーストとワンストップサービスをということを掲げてありましたけど、それを目指している答弁で

したけど、そのために住民課では、最近来庁者への対応で改善された点がありますか。もしあればお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

受付の窓口のカウンターでは、カウンターの上部に受付と交付という表示を行っております。これは繁忙期に、やはり来庁者の方が結構多い時期がありますので、その方が一目でわかるようにということで表示をしているところがあります。

また、庁舎全体としては、カウンターのほうに係の業務内容についての表示盤というのを設置しております。また、受付業務の利便性ということで、コンビニ交付の業務を平成28年度から実施しているものがございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

やっぱり繁忙時はそういうところでわかるような表示をなさっているということですが、ワンストップのほうは、職員はスムーズに対応されているという認識ですか、職員としては。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

私が思っているということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ワンストップサービスについて、現在昼休みの対応等も必ず各課担当のほうを誰か残っているような対応をしておりますので、ワンストップサービスについてはスムーズに対応できているのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、そういう窓口対応に対する町民のニーズを知るためのアンケートとか、そういう対策をとられたことはあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

私が記憶しているところでは、そういったアンケート等はとった経緯はございません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

町民のニーズとか町民の満足度は会話からは出てくるとは思いますけど、実際はいろんな御要望があると思いますので、そういうところを調べていただいて、今後も窓口の改善をお願いしたいと思います。

それから、一番今回質問したかったのは、プライバシーの配慮のために受付窓口には仕切り板というか間仕切りをしてほしいというのが一番大きな質問なんです。町民の個人情報の保護、プライバシー配慮を守るために職員の接遇と受付カウンターの関係はどうあるべきだと課長は思っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

受付窓口だけの問題ではないと思うんですけども、職員それぞれが個人情報保護の重要性を認識しまして、プライバシーに配慮した対応を行う必要があると思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

県内の町役場で利便性の向上とプライバシー配慮の目的から、一番利用が多い住民課窓口の改善をされ、仕切りのある受付カウンターとスペースを広くとり、証明発行パソコン端末機を5台カウンターに設置して、プライバシーの配慮と待ち時間の短縮に取り組まれ大変好評を得ているという情報を得ました。きっかけは、町民からのプライバシー配慮に対する苦情からでした。今では、その役場はもっと早く改修すればよかったという担当が笑顔で話されておりました。以前からせないかん、せないかんという思いはありましたけど、なかなか踏み切れていなかったが、町民からの苦情で予算を取って改修したという報告でした。

その答弁の中に、正確な交付手続により2人体制をしていることから、離席せずに交付す

るのは業務の見直しが必要と答弁されましたけど、私が尋ねた町役場では、交付までの細かい手順はわかりませんが、いずれにせよ仕切りを設け、受付カウンターは個人情報の保護やプライバシーの配慮のために必要不可欠な課題だと思います。また、庁舎1階のそれぞれの課、こども課とか健康福祉課、それも全体に私は配慮が必要だと思います。

そこで、町長に受付カウンターでのプライバシー配慮のお考えを御答弁いただけませんか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回の質問に当たって庁内でも議論をしたところなんですけれども、結局、本当の意味でのプライバシーということになると、まず横をつけるだけでは全然不十分で、後ろもつけなきゃいけなくなると、もう全く全面改修になってしまうんです。だから、そこら辺も考えると、まずは今回そういうことを考えて、住民の皆さんの意見なんかも聞いていこうかねということと取りあえずとめているところなんです。そうしないと、全ての形が変わるというふうなことになりますので、一個一個の個室で受けるみたいな、そういう形をとらないと、どんなに横が見えても後ろがスカスカだったら、後ろを歩いている人が見えてしまうわけですから、そういうことを今役場の中では話し合っているところなので、ぜひまた、その今言われたいい事例の自治体のところも見に行きたいと思いますので、ぜひまた教えていただければと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今、町長が答弁されたような個別的なブースになると、確かにそこまで本当に必要なのかなという思いも私もあります。簡略した間仕切りがあるブースと、そういう個別的な配慮が必要なブース、それを分けてもいいんじゃないかと思います。全部がそういう必要はないと思っておりますけど、そういうところからまずは改善していただければと思います。

その行きました町役場は、申請書を書く記載台も椅子に改善されて、そういう状況、改善されておりました。また、座る椅子、ソファーにも肘つきがあったりして、やっぱり高齢者がふえているということで、深々と奥に深く座るソファーではなくて、肘つきがあることで立ち上がりやすい、そういうソファーにも改善されておりました。最後に、来庁者の

視点に立った窓口対応の配慮を持って重点的に接遇能力と環境整備を目指していただきたい
と思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○7番（木村照夫君）（登壇）

皆様こんにちは。7番議員の木村照夫でございます。傍聴席の皆さんにおかれましては、
お忙しい中に傍聴いただきましてありがとうございます。

今回は、3項目の質問をさせていただきます。

1番目、運転免許証の自主返納策は。

2つ目に、農業用ため池及び河川井堰の一斉点検実施を。

3つ目、農地の集積状況についての3項目です。

まず1項目、運転免許証の自主返納策についてお伺いします。

皆様御存じのように、高齢者運転による交通事故は年々増加しております。自主返納制度
とは、加齢によって不安を感じる方などみずからの意思で運転免許証の取り消しを申請でき
る制度であります。町内の自主返納状況についての考え方をお示してください。

(1)平成29年度の町内65歳以上の運転免許証保有者数と自主返納者数は。

(2)返納者への支援事業・サポート制度について、現在何があるのか。ア、佐賀県、イ、
基山町、示してください。

(3)運転経歴証明書とは何か。

(4)返納者をふやすため、今後の町としての推進策を述べてください。

それから、2項目め、農業用ため池及び河川井堰の一斉点検実施を。

水は水田に欠くことができない。町内の水田は、自然的落差を利用した水の活用であり、

用水ポンプ等を使用したほうはありません。現代でも、谷に開けた水田では天水（雨水）に頼るものがありますが、水を一時的にためるため池や水を河川井堰で水位上昇して水田に取水しております。近年の大雨豪雨に対して、ため池ののり面崩壊や井堰による水位上昇で河川敷が崩壊しないかを検証する必要があります。

そこで、(1)町内の農業用ため池について。

ア、ため池の設置場所と箇所数は、把握しているのか。

イ、管理責任者の把握はしているのか。

ウ、レッドゾーン内のため池の箇所数は。

エ、防災上の点検維持管理方法について、行政は指導しているのか。

オ、宅地化されて水利権のない不要なため池はないのか、その埋め立て計画はないのか。

(2)河川井堰の箇所数及び設置場所を把握しているのか。

ア、秋光川。

イ、山下川。

ウ、実松川。

エ、その他を示してください。

(3)河川井堰の管理責任者及び管理方法について、町は把握しているのか。

(4)河川井堰は固定式又は可動式か。

(5)水位が上昇すれば転倒する可動式のラバーダム方式への検討をすべきではないのか。

それから、質問事項3としまして、農地の集積状況についてお伺いします。

佐賀県農業公社（農地中間管理機構）は、農地の借り入れを受け、希望する個人・団体を公募しております。高齢化などによる担い手不足で耕作が困難な土地などを引き受けてもらうことで、農地の保全や集約化を図っております。

そこで、基山町の現状について質問いたします。

(1)町の農用地利用集積計画等はあるのか。

(2)平成29年度の町内農地の貸借状況についてお伺いします。

ア、農地を貸し付けた人数は。

イ、農地を借りたい人数は。

(3)農地を貸し付けた場合、固定資産税の軽減措置はあるのか。

(4)新規就農者への貸付状況は。

(5) 福祉事業所で働く障がい者の皆様が農作業を担う「農福連携」があります。その推進策はあるのか。

(6) 今後の農地集積の課題は何があるのか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

木村照夫議員の御質問に答弁させていただきます。

1、運転免許証の自主返納策は。(1)平成29年度の町内65歳以上の運転免許証保有者数と自主返納者数とはということでございますが、町の65歳以上の運転免許証保有者数は、平成29年末現在3,300人となっています。また、平成29年1月から12月までの運転免許証自主返納者数は、59人となっています。

(2)返納者への支援事業・サポート制度について、現在何があるのかということで、ア、佐賀県なんです。佐賀県内で行われている支援事業といたしましては、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会による運賃を1割引きする支援事業に取り組まれています。

また、県内の1市では、利用期間と利用上限額を設定しタクシー3割引きの支援があったり、各自治体においてもコミュニティバスなどの各種割引チケットなどさまざまな支援事業に取り組まれているところでございます。

イ、基山町でございますが、基山町では、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受ける方に対して、その交付手数料の1,100円の助成を今年度から行っておるところでございます。

(3)運転経歴証明書とは何かということでございますが、運転経歴証明書とは、身体機能の低下等により運転免許証を自主的に返納した方に対し、運転免許証にかわる身分証明書の機能を果たす書類として運転経歴証明書制度が創設されました。顔写真が載っている証明書ってなかなかないので、そういうことでされているところでございます。

(4)返納者をふやすため、今後の推進策を述べよということでございますが、買い物など外出の移動手段として車を運転されてある方が多数を占めていると考えられます。このため免許証返納で、買い物や外出の手段がなくなることにかわる対策が必要であると考えておりますので、外出の機会が減ることを防止する目的と高齢者が関係する事故防止を含めコミュ

ニティバスの割引を実施する方向で内容について今検討しているところでございます。

また、免許証返納手続で警察まで利用するタクシーの往復運賃、タクシー割引制度の上乗せによるタクシー割引、乗用車にかわる電動カート購入の助成、各種ポイント付与などの検討を現在やっているところでございます。

2、農業用ため池及び河川井堰の一斉点検実施をとということで、(1)町内の農業用ため池について、ア、ため池の設置場所と箇所数は、把握しているかということでございますが、農業用ため池は、池の坂、菖蒲坂、向平原、桜の堤上、桜の堤下、そして亀の甲ため池の6カ所でございます。

イ、管理責任者の把握はということで、ため池は水利権を有しており管理については水利組合が行っているところでございます。

ウ、レッドゾーン内のため池の箇所数はということで、現在レッドゾーン内にはため池はございません。

エ、防災上の点検維持管理方法について、行政は指導しているのかということでございますが、亀の甲ため池の管理者に対しては、のり面などの草刈りを行い、のり面からの漏水や異常を発見した場合は、町へ連絡していただくように依頼をしているところでございます。

オ、宅地化されて水利権のない不要なため池はないのか、その埋め立て計画はないのかということでございますが、宅地化されて水利権のない不要なため池につきましては、宅地化ではございませんけれども、不要なため池機能としては、基山町多世代交流センターの西側にございます南田のため池がでございます。このため池は、農業用ため池としては水利権が放棄されておりますが、上流の農業用水がため池に流入しているところです。そのため、池を埋め立てた場合は新たに水路を整備する必要が出てき、その費用が多額となるということで現在検討に時間がかかっているというところでございます。

(2)河川井堰の箇所数及び設置場所を把握しているのかということでございますが、ア、秋光川、イ、山下川、ウ、実松川、エ、その他でございますが、アからエについてまとめて回答させていただきますが、秋光川が41カ所、山下川が12カ所、実松川が14カ所、高原川が5カ所に設置されているところでございます。

(3)河川井堰の管理責任者及び管理方法について、町は把握しているのかというふうに御質問でございますが、井堰台帳で管理責任者及び管理方法について確認するようにしておりますが、以前に調査した情報が古いために、早急にもう一度調査し直して井堰台帳の更新を

図っていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

(4)河川井堰は固定式又は可動式かということでございますが、河川井堰については、可動式が主流ですが、まだ固定式もございます。

以前からあります固定式が河川改修等で可動式に変わってきているという状況でございます。

(5)水位が上昇すれば転倒する可動式のラバーダム方式への検討をすべきではないのかということでございますが、井堰の改修については、改修費が高額になるため補助事業を利用しても受益者負担額が多くなり、特に最新の可動式への改修がなかなか進まない状況であるというふうに考えているところでございます。

3、農地の集積状況について。(1)町の農用地利用集積計画等はあるのかということでございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めているところでございます。

(2)平成29年度の町内農地の貸借状況はということでございますが、農地を貸し付けたい人数はということでございますが、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定の貸し手の人数は114人です。

イ、農地を借りたい人数はということでございますが、同じく農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定の借り手の人数は68人ということになっております。

(3)農地を貸し付けた場合、固定資産税の軽減措置はあるのかということでございますが、通常の利用権設定では固定資産税の軽減措置はありませんが、所有する農地を農地中間管理機構に10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間、15年以上の期間で貸し付けたときは5年間の固定資産税が2分の1に軽減されるということになっております。

(4)新規就農者への貸付状況はということでございますが、基山町新規就農者制度要綱の規定により認定された新規就農者は6名で、貸付面積は全体で4万412平方メートルです。

(5)福祉事業所で働く障がい者の方が農作業を担う「農福連携」の推進策はあるのかということでございますが、農業の担い手不足と障がい者の雇用という両方の問題の解決を図るため「農福連携」が全国で広がりつつございます。町内においても、高齢化に伴い管理できない柿畑を障害者就労継続支援施設が借り受け働く場を提供しております。現在、「農福連携」についての推進策はございませんけれども、今後、農業側と福祉側のニーズをマッチングする手法の検討をする必要があるのではないかと考えているところでございま

す。

(6) 今後の農地集積の課題はということでございますが、農地集積の課題として、農家の高齢化により、今後、集積するための担い手不足があります。その中でも特に中山間地域の借り手が少ない農地についてどう集積していくのかというのが大きな課題となっているところでございます。

一度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、2回目の一般質問をします。

運転免許証の自主返納策でございます。

(1)、確かに基山町は3,300人の高齢者がおりまして、そのうち59人が返納されたと。これパーセントであらわすと1.7%が返納したと。この数値に対して、担当課は他市町と比べて多いか少ないか、わかれば示してください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、他市町と比較というのが、それぞれ自治体の、町内でも駅に近いところ、市街地は車の利用もそう必要ない。あるいは離れると当然必要になってくると。そういった環境面の部分も大きく変わってまいりますので、一概に今比較はしておりません。

あと、多いか少ないかという点でございますが、また基山町もこれから高齢者はふえていくという推移ですので、これに対して高齢者の安全と交通安全、いろいろなものを含めて対策を、高齢者の増減にあわせて進めていくというところで考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに、基山町は交通の要衝ですね、本当へそでございまして、公共機関も普及しているかなと。田舎に行けばないけど、返納率は上がるんじゃないかなと思っております。

一例は小城市、変わらんみたいな基山町と似たところでございますが、その返納率が65歳

以上が7,800人で、そのうち返納者が180人、約2.3%の返納率を示しております。この市は
いろんなサポート制度がございますから、そういう率かなと思っております。

それと、そういう関係で、基山町も返納者をふやしてほしいと思います。

それと、(2)返納者への支援事業・サポート制度について、現在何があるかと。確かに、
佐賀県はコミュニティバスなどが、乗車券を割り引いていると。その中で、佐賀県は各種割
引チケットなどが支援事業に含まれていると、どういう内容のチケットなんですかね。先ほ
ど言われたでしょう。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず路線バス、佐賀市とバス部門があるところについては、そういったバスの部分がござ
います。あとコミュニティバス、それから、各種としておりますのは、各商店街とか、そう
いったサービスを提供されてあるところとの連携によるチケット割引制度など、免許証の部
分でもSDカードとかそういったものでもされておりますが、そういった内容のものがされ
ておるところです。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういう内容の、佐賀県やっている返納者にはこういうメリットがありますと、サポート
がありますと。そういうことを基山町はどういう広報か、周知PRしているのか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

失礼しました。ちょっと説明が足らんとところが。佐賀県内でされているというところとし
て、各自治体が各地域に限定してされているというところがございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そしたら、基山町たいね、我が町たい。それで、今やっているのが何、手数料、その交付

手数料の1,100円の助成を今年度から行っていると。今年度いつからですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これにつきましては、当初から予算を計上していただいております。紹介についてはホームページ、あるいは区長会の最初のころですが、そういったところで御紹介をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、これは大きな問題じゃんね。皆さん言うでしょうが、お年の方は、私も70歳になるけど、ようそういう内容を知らないもん。本当知っていますかと聞くと、基山町は何があつとかいじゃんと言わっしゃる。年寄りがみんな言わっしゃる。そこのPRを、それは健康で車に乗ってもらえればいいよ。そのきっかけ、認知症とかかかった場合、家族とか友人とか、本人は自覚しなくても認めるっちゃうね。最近、私の近くの人も、この県道平等寺線を間違うて、向こうの三瀬のほうに、神埼から行って家がわからんと。神埼署からおじさんが来ていますよということで、認知症あつたんですね。その方はもう免許証を返納されたけど、実際そういう事例があつてますもんね。基山町もやっぱり今のところの段階でもいいから、1,100円上げますよと。そういうことをPRしてほしいですけども、どうですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

おっしゃるように、PRにつきましては今後ともしっかりと進めていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

よろしくPRお願いします。

それと、運転経歴証明書、お聞きしましたですね。どこで発行して、警察署か自動車学校か交通安全協会か、そこんにきはどこで発行しているんですか、これ。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、免許証と同じ警察機関での発行となっております。ただ、受付につきましては、基山町であれば鳥栖警察署、あるいは免許センターで行われております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこもPRされて、その警察署ばかりじゃなくて、基山町、地方自治体でどうするかやから、それは行政側の責任であって、そういうPR周知も一緒にお願いしたいなど。返納率は上がると思いますからよろしくお願いします。

それと、(4)返納者をふやすための今後の推進策、これが今後重要な問題ですもんね、どんどん年寄りが増えていきます。団塊の世代も70歳、もう上がってしまいました。それで、基山町もあつ、いいこと考えているなど。タクシーの割引制度、乗用車にかわる電動カート購入時の助成、これはいいアイデアだなと思ってですね。実際、この制度をいつからするのか。あと5年後ですか、もう来年からするのか、そこら辺がわかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

町長から答弁をされたように、現在検討をさせていただいております。これにつきましては財源等の一般財源となってまいりますので、その辺の調整も必要になっていきますので、この免許返納の制度を推進することによって、高齢者に対する安心・安全の部分になるかと思っておりますので、できるだけ早期にはやりたいと思っておりますが、そういった調整を行う中で時期については決めさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これは私の今年度の所信表明の中に入っていますので、今年度中、実は10月にやりたかったんですが、わかるように、担当課が建設課で、もう7月から今までは全く何もほかのこと

ができない状況でございましたので、1月に実施できるように、ただ、そのときに一番難しいのがタクシーなんですね。タクシーの上乗せが、今のままだともう基山タクシーだけに絞ろうかなというふうな、それだったら比較的できますので。それから、あと佐賀県内もできるんですけど、基山町だから福岡県とか言われると、これは簡単ではないので時間がかかるような感じになるかというふうに思います。

いずれにしましても、12月議会にぜひ提案させていただいて、1月で先ほどの経歴書とあわせてPRがばつとできるような形をとりたいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

松田町長、ぜひ安全・安心のために頑張ってください。そういう自主返納制度を国が出していますもんね、内閣府政府広報室が。それでアンケートをとっております。全国18歳以上の日本国籍を有する3,000人、有効回数が1,839人で回収率が60%、その内容を一番最終的にはまとめていらっしゃいます。それで、安心して運転免許証を返納できるようにするために重要なこと。今後運転に自身が持てなくなった人が安心して運転免許証を返納できるようにするためにあなたはどのようなことが重要だと思いますかと。その中で、多いものは電車やバスなどの公共交通機関の運賃割引無償化、これが65%、それから地域における電車、バス路線などの公共交通機関の整備、これも59.4%ですね。買い物、宅配サービスの充実、これが47%、もう一点は、医師や看護師などによる巡回サービスの充実、これは官と民が一緒になって進める分、こういうのは43%で、こういう観点からも何か必要なものがあれば基山町は進めてほしいと思います。

私が思うのは、やっぱり事業者、各お店で、基山町内で事業しているお店屋さんとかやっぱり役場と一緒にやるやり方もあろうと思います。例えば、美容室や理容室の割引とか皆さん行かっしゃるけんですね、年寄りの皆さん、そういうこととか、さっき言われた電動カートの購入割引ですね、非常にいいなと。それと、補聴器購入時の割引とか、JR九州、西鉄バス等、交通機関と取り組んで、ICカード乗車券の無料交付とか、それは何割か負担する必要があるでしょうが、そういう方針を基山町も考えてほしいと思います。高齢者はふえます。確かに、基山町内も交通量多いから交通事業もふえると思います。だから対応策を検討してほしいと思います。

これで1項目めを終わります。

それから、農業用ため池及び河川井堰の一斉点検実施を。確かに、農業用ため池が高い位置に水をためて渇水時に放流する仕組みであり、また、井堰は逆に反対で、河川の流れている、河川をとめて、水位を上げて田んぼに取水しております。それが違いますね、ためると流れる川をとめて井堰はですね。これも人工的な構築物です。井堰は特に、井堰とダムと分けられます。井堰は高さが15メートル未満が井堰、それ以上はダムだそうです。そういう河川法で決めていると。下から15メートル以内の井堰、それが井堰と言われるそうです。

(1)町内の農業ため池について、ため池の設置場所と箇所数は、把握しているかと。6カ所あるんだということで、今回の亀の甲ため池の表面崩壊ございました。

今回の災害で、国から県からため池の点検の調査等々の指摘があったのか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

国や県からの今回災害のあった件につきまして、農業用ため池についての点検等の調査等でございます。

平成30年の今回の7月豪雨で、家屋、それから公共施設等に被害を与える可能性のある、そういった全ての農業用ため池を対象に調査を実施するよう通知は来ております。

調査内容でございますけれども、堤体であったり洪水吐、それから取水の部分であったりため池の堤体周辺の斜面ととり面、そういったところを調査するようということで、今回全ての6カ所の農業用ため池について現地調査を実施したところでございます。

この調査については、当然災害が起きたときは、ほかのため池と亀の甲ため池のほかにも危険なところがあるところもあるかと思しますので、すぐに担当課としては現地確認したところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その調査の結果、亀の甲ため池のほかにちょっとふぐあいとか、そういうことはなかったですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

調査を実施しまして、亀の甲ため池のようなひどい箇所はなかったんですけども、ほかに菖蒲坂のため池の取水口のところが少し壊れていたといったところはございました。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

菖蒲坂のほうにも早目に要望してください。

それと、応急処置が必要な亀の甲ため池ですね。今後の措置とかどうするのか、具体的にわかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

特に今議員おっしゃいました亀の甲のため池ですね、今回決壊のおそれがありましたけれども、災害の起きた翌日の7月7日には、国土交通省、それから九州大学の専門家、それから佐賀県等の関係機関によりまして、調査チームで亀の甲ため池の安全確保、確認のための現地調査を実施しております。応急工事の協議も行ったところでございます。

その後につきましては、被害箇所の巡視、それからブルーシートによる被災箇所の保護、それから堤体等の安全を確保するための水位低下、それと水中ポンプ2台設置しまして、停水の管理、被害箇所へのもちろん立ち入り禁止の措置ですね、看板であったりコーンの設置等、それと、土のうによる崩壊箇所の拡大防止、水路の確保等を行ったというところでございます。また、建設課のほうでも地質調査、それから池の漏水があるかどうかのボーリング等で調査を行っている状況でございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

早く安全な亀の甲ため池に復元してほしいと思います。

それで、伊としまして、管理責任者の把握はというふうな、水利権のね。それで、もし今

回亀の甲ため池が崩壊して人身事故が発生したと。そういった場合は、その管理責任者は刑罰か与えられるんですかね、あれが管理していなかったから崩壊したんだと、被害者が出たと。その観点からはどうですかね、管理責任者と被害者の関係は。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

その分については、今回災害ということで非常に難しいかと思います。

ただ、適切に今回管理をされているというふうに私は思っておりますので、一概にそれがどうだということとはなかなか難しい問題と思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこでやっぱり誰が管理して誰が責任者で、どのような点検をしているのか。チェックシート、基準はあるのか。結局そういうポイントが必要で実際やっているんだと。そういうマニュアルか何かされてすべきじゃないのかと思うんですけど、町長いかがなものですかね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回も亀の甲ため池の管理者の方々は本当に献身的にチェックをしていただいて、いち早く決壊のおそれ、もしくは最初の微量な決壊の時点から報告もあっておりますので、まさにこれはそういうルールに従った形で、いかに日ごろからチェックしていただいているかだというふうに理解しておりますので、マニュアルをお持ちかどうかはわかりませんが、きちんとした形で対応していただいているのではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、これは亀の甲ため池に限らず、ほかのため池もやはり、チェックしておりますじゃ、草刈りいたしておりますじゃ、そういうこともやっぱり行政側とすべきじゃないかなと思うんですね、こういう大雨、今の大雨に対応できないもん。そういう観点からぜひつくっても

それで、ため池の管理台帳、あれもちゃんと基山町、県は把握しているのかな、台帳とかあるんですか。

○産業振興課長（毛利博司君）

今の御質問でございますけれども、農業用ため池、6カ所ございますけれども、町としては、このため池については台帳で管理をしているところでございます。

○7番（木村照夫君）

○議長（品川義則君）

○産業振興課長（毛利博司君）

○議長（品川義則君）

○産業振興課長（毛利博司君）

申しわけございません。ため池の台帳については今現在のところで管理をしています。
毎年更新をしています。

木村議員。

なら、ほかのため池は。5カ所のため池はどんなしている。

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

ほかの5カ所のため池についても、台帳のほうは更新をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

わかりました。本当安全な点検管理をお願いしたいと思います。

それと、オ、宅地化されて水利権のない不要なため池はないのか、その埋め立て計画はないのかですね。多世代交流センターのあそこの横にございます。あれこそが一番いいポイントに、場所にため池があって使っていないんだと。あと水路の問題ですね。確かに、宮浦のオの上ですか、ずっと熊本課長宅の横を流れてきて、消防署の道路があって一番丘をこう流れてきていますもんね。だからあれを両方に分散でけんの、一番丘だから。こっちの1区側の園部側と宮浦側にさ。あそこんにきを何か分散させてコストを安い方向にできないと、あそこんにきは。ため池要らんとでしようが、もう。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

現在、そういった分散を含め、あるいは下流域の水路の拡大化とか整備を含め検討させていただいております。やはり経済的なもので最大の効果というところがございますので、そういったところで全体的に、総合的に検討を現在させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず最初に出てきた金額というか、その対策ではべらぼうな金額で、これはちょっとなかなか大変だろうねということで、今まさに議員がおっしゃったようにもっと違う方法がないのかということで、そういうのも今検討している段階ではあるんですけどね。これも建設課でやっていますので正直今なかなか進んでいない状況ではあります。ただ、いい場所なので前向きに考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

ただ、今のコストだと本当に何のためにあるかみたいな、かなりそのぐらゐの金額が今かかるような数字が出てきておりますので、またこれから少しでもいい方法があったら、また

逆に言えばいいお知恵があれば頂戴することができれば少しでも安く、うまく流れるようにいけばいいなというふうには思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

やはり1級ポイント、基山町の一番中心になっております。多世代交流センターもできて駐車場も狭いしですね。あれだから思い切って、コストかけても基山町のシンボリックな場所になりますから、ぜひお願いしたいなと思います。

ほかには農業用ため池以外に不要なため池とかあればいいのかな。農業じゃなくて違うため池、変なため池ありますよと、そういうのは基山町内にはないですか。なかったらなかったでいいよ。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、担当課ではないということで、今把握をしていない状況です。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ため池を終わります。

あと井堰ですね、(2)、確かに河川井堰も秋光川、山下川、実松川、その他と調査されましたありがとうございます。それで、72カ所あるんだということで、この井堰も冒頭申しましたごと、河川の水位を、河川を横断する形で設けているわけですね。水位を上げて田んぼに水を送っていると。これも固定井堰と可動井堰がございます。固定は砂ぶたと言って、30センチの厚さの板をぐっと押し込めて、本来なら大雨の前に砂ぶたをとりなさいと、自分たち若いとき、先輩からそう受け継がれてしておりますけど、なかなかその大雨の前に板を外したり、もう今できていないですもんね。だから、大久保議員が言われましたとおり、保育園の前とか水が上がったと。もう当然上がってきますもんね。

そういう点から、この井堰も本当管理をして防災面で必要かなと思って取り上げたわけなんです。これも井堰の台帳とかやっぱりあるんですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

これもため池と同じような形で台帳のほうはございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ちょっとホームページ出して見ましたら、固定井堰の台帳調書とかあります。可動井堰の台帳調書とか。こういうあれも土木事務所と確かに話してつくってあると思いますけれども、基山町もこの台帳は最新版か何かあるんですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

この台帳でございます。この台帳がちょっと調査時点で古い状態に情報がなっております。それぞれの水利組合のほうでも世話をされてある方々等も変わられております。そういったところも含めて、また井堰の廃止をしている部分もございますので、最新の情報で更新を早急にかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、河川を横断してとめていますからですね。秋光川でちょっと例を言いますと、あの鎮西隈橋から小松まで、秋光川ですね。幾ら堰があると思いますか、12カ所ありますよ、井堰12カ所。そして、可動式のラバー方式が、鎮西隈の橋から1カ所、2カ所、その次は固定、固定、大きな堰がラバー方式、3カ所がラバー式、あとはみんな固定井堰です。あそこんにももう今固定井堰は氾濫、田んぼに今入ってきていますもんね、もうこんな大雨で。全然今のレベルは、もう雨のレベルが違うんですね。そういうことも吟味、今後検討していかんやいかんなど。それはもう温暖の気候変動でもそんな変わっておりますから。それで、11カ所ありますけど、みんな管理方法はばらばら、要するに水利組合と言わっしゃるけど、この取水口からとっている田んぼのメンバーですね。ある井堰はもう連休前に閉めて、開け

るのは年末、そういう井堰もございます。ずっと閉めておるから、みんな上がってきますね、いっぱい砂がたまりますもん。そういうところがもうこの河川の氾濫につながっている。そういう基準もないから、多分田植え前に閉めなさい、終わったら開けなさいと、そういう基準もないし、みんなその管理責任者は11区間ならみんな11水利組合がありますが、そういうこともやっぱり、こんな大雨で河川氾濫の時期ですから、そういう指導とかも皆がやってくと思うわけですね。もう俺は災害があつてそうやった、後手に回ります。それは実際の行政ですけど、何かあつて予防する。予防法とかないから、そういうことをやっぱりはっきり台帳をつくって、今の責任者は誰か、どういう点検をやっているのかを基山町としてやっぱり出すべきよ。

冒頭言ったでしょう。用水ポンプとか全然使っていない田んぼでしょうが、自然落水でしょうが、それは電気代かからんけどさ。そういう基山町の農業形態、稲作形態だからさ、そこにきもケアしてほしいと思います。

それと、4番ですね。井堰は固定式か可動式かということで、以前からある固定式をずっと可動式に変わってきていると。もしわかれば、72カ所ありますね、可動式って幾つあるんですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今把握している箇所では19カ所ございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その19カ所は水利組合のほうから変更してくれ、でも県のほうでは河川改修するからこれに変えましょうかと。どっちの提案からラバー方式に変わっているのか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、可動式に変わっているということが、ちょっと私も確認をとったんですけども、河川改修等でやはりそのときに可動式に変わっているのが多いといったところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

もし安全なラバー方式に変えたらさ、コストってどのくらいかかるとですかね、もしわかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ちょっとはつきりとわかりませんが、ただ、事例としては秋光川の河川の幅ではございませんが、仁蓮寺の上流のほうですね、あちらが1億5,000万円ほど、総額で道の取り付け道路、取り付け護岸の整備まで含めた金額が大よそかかっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

1億5,000万円で国、県、受益者負担あるけど、受益者負担って何割、15%ね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、一番最高に河川のほうから撤去命令というのがございますが、そういったものが出ると9割まで上がります。ですから、1割がどうしても受益者負担というのがございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、ラバー方式が進まないのは、こういう大きな要点があるじゃないですか。これは町としてもどうしていいかやっぱり考えて、その防災上の点でね。

総務課長、どげん考えますか。金かかるけんやめとくね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この井堰に関して言うならば、やはり基本的なところは、その水利権者が適正な管理を行っていくというところが原則だと思っております。そういった中で、やはりそういった適正な管理を行わないと、逆に自分たちが持っている農地がそういった河川の氾濫によって災害をまた改めて引き起こすということになりますので、そういった意味も含めて井堰の管理者で適正な管理を行っていただきたいと思っておりますし、その部分については当然受益者負担金もございますが、そういった管理を行っていく中では、そういった補助事業に取り組みながら改修をしていくということも一つの方法ではないかというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに行政は適正な管理を、ならどう管理をなさいます、それは明確にしておると。それはもうみんな一般論で適正管理なさいますと、溢れんごとせないかんですよ。そこんにき今の日本の安全、基山町の安全、水利とか土砂も一緒やけど、これこそ人工的につくった構築物でしょうが。障害になっている構築物だから、どう管理していくのか、基山町としてこういうことをお願いしたいとか、防災面から見ると、田舎は田んぼを、保有者は水が田んぼに入ればよかつちゃんね、もうあふれようが水の来ればいいっちゃけんさ、稲作の栽培は。そこんにきはやっぱり今後基山町も改めていかんと、大久保議員が言いよった基山町の前の保育園とかオーバーフローしてって、もう全てオーバーフローして、秋光川もしよる、実松川もしよるっちゃけんね。そういう観点から持っていかなと、災害が防げられんですよ、できることからやっていかなと。

そういうことをお願いしまして、この井堰、ため池の問題は終わります。

それから3項目、農地の集積状況について。基山町は農用地利用集積計画等はあるのかと。先ほど答弁は、農業経営基盤強化促進法18条1項の規定により定めておりますと。私も探しました。これはどういう内容なのかと。

課長、おられますが、これはどういう内容ですか、18条の。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

まず、この事業でございます。

1つは、地権者と農地の貸借を行うために、市町が自治体のほうがそれぞれの地権者の権利上、1つの計画ですね、農地利用集積計画、これにまとめまして、またそれぞれの契約を取り交わすことなく一挙に貸借等の効果を生じさせると、そういったものでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かにそうありますね。この契約期間というのは何年があるのかな。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

通常で3年とか、短い期間が今出されている中では多くございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

この第18条というのは、農業委員が中に入って貸し手、借り手の調整をしているんですね。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいましたように、こういった調整につきましては、主に農業委員の方々に調整をいただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

もう一つ、国や県がやっている農地中間管理機構がございますね、農業者、各市町へ、この関連と18条のマッチングというのはどういう関係ですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

1つが、この利用権設定の事業でございます。これは、1つは農地法3条の分が、許可が不要ということです。それと、貸借期間の経過によって貸した農地が必ず戻ってくるといったところです。その中間管理機構につきましては、1つが出し手のほうですね。出し手については、中間管理機構から確実に賃料が支払われるといったこと、また、固定資産税の軽減が一定期間受けられるということです。メリットとしてはですね。それから、受け手につきましては、それぞれの地主に対して振り込まれる手数料のほうも含めて、その中間管理機構のほうを支払うといったところになっております。

それと、また国の事業等、中間管理機構事業の活用を要件とするもの、採択を優遇するものを徐々にふえては来ているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ならそれで、基山町の田畑は、農地バンクへ貸し出ししている農地もあるんですかね、現在で。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今現在、基山町が中間管理機構に貸し付けをしているところの事例としまして、長野にありますトマトの工場のところ、それと、小松のところにありますライチですかね、その部分がこの中間管理機構を通しての貸し付けといったところで実績がございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

現在2カ所ということですね。あとは貸し借りは農業委員を通して、この18条の農業経営基盤強化促進法のこれで該当しているということですね、そう読み取っていいんですかね。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

個人の方でもう一件ございます。ただ、その方については農地が基山町にあって、集落法

人のほうで、鳥栖市のほうで、そこのほうに加入されてある方で、そういった方は実績としてございますけれども、通常では基山町の場合は中間管理機構を通さず、利用権設定のほうを短い期間での貸借、こちらのほうで設定をさせていただいているのが現状でございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

飛んで(3)に行きます。この中間管理機構は固定資産税が減税されると書いております。この18条1項の規定では、固定資産税のこの比率でいった場合、5年間で2分の1になる。そういうことですかね。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいました期間でございます。それぞれ10年以上15年未満の期間で貸し付けたときが3年間、それから15年以上の期間で貸し付けたときが5年間といったところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

(4)へ行きます。新規就農者の貸付状況、確かに新規就農6名で4万412平方メートルと。どういう農業形態をされていますか、施設園芸ですかね。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

新規就農者の方の就農状況でございます。まず、一番早く就農された方で平成25年8月2日から開始をされてありますけれども、ハウス栽培ではアスパラとか小松菜、そういったハウレンソウであったり栽培をされてあります。それから、露地野菜としてはジャガイモであったりタマネギとか、レタスであったり季節に応じて栽培をされてあるところです。

それと、毎年7月末と1月末に就農状況の報告を町に提出をしていただくようになっております。それで、その提出してもらった書類に基づいて町と東部農林事務所、それから三神

農業改良普及センター等で現地の確認を行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

はい、わかりました。

では、(5)福祉事業で働く障がい者の皆様が農作業を担う「農福連携」、これ新しい出てきましたけれども、またその事業者なんかの助成等や補助はないんですかね。町長が詳しいでしょう。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

直接的に使えるものはないと思いますけど、何か工夫した使えるやつがあるかもしれないですね。例えば、福祉事業所の形態によっては使える制度があるかもしれないですね、ちょっとそこは調べておりませんので、またその辺のところも含めて調べて、町内にあります福祉事業所なんかとの連携を強めていくというのが重要かというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに私の家の裏の柿畑、冬柿畑も荒れていましたけれども、その福祉の方が見えて手入れをされております。本当に冬柿のみるみる、ことしは色をつき始めて、その施設の方もえらい元気そうでつやつやして、さらに元気になっている状況です。こういう農業と福祉の連携、今後担い手不足でぜひ必要ですから、広めてもらいたいと思います。

それと、(6)今後の農地集積の課題はということで、これは先ほど言いました農地の中間管理機構、これがございまして、その上の山間部の田んぼとか宮浦とか、基盤整備、区画整理とか終わっていないですね。これ貸し出すと、受益者負担、これもうゼロになっています。こういう農地中間管理機構関連農地整備事業で、これを使うと国のほうが受益者負担もせずに基盤整備をできると。それは5ヘクタール以上とかございますけど、こういうことをやりぱりしてもらって、中山間地の木庭を広くしていかないと、今後法人化、大型機械を入れる場合でも逆にマイナスになって、なかなかつかないということで、ぜひ検討されてできるな

ら、こういう方向で問題解決を図ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（品川義則君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩いたします。

～午後０時 休憩～

～午後１時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○５番（久保山義明君）（登壇）

皆さんこんにちは。５番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い３項目質問をさせていただきます。

その前にまずは、今回の平成30年７月豪雨によりお亡くなりになられた方へ哀悼の意を表します。また、被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、いち早い復旧、復興を祈念申し上げます。また、その復旧作業や調査等に今でも夜遅くまで対応している職員の皆様に感謝し、精神的、肉体的にもぎりぎりのところで頑張っている姿に敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成30年７月豪雨は、死者、行方不明者を合わせて230名、住宅の全壊、半壊、一部損壊を含めると約２万世帯という未曾有の大災害となりました。災害が少ないと言われてきたここ基山町においても多くの被害状況が確認され、その災害復旧費が今議会にも上程されています。しかし、このような自然災害は、今後常に想定すべきであり、その対策としての考え方を質問いたします。

また、危機管理は自然災害だけではなく、さまざまな緊急事態が予想されます。そうした中、どのような危機管理対策を行っていくのかを含め、具体的な質問に移ります。

まず、質問事項の１、想定外をなくすための危機管理対策についてお尋ねいたします。

(1) 今回の豪雨災害に際し、想定外だった案件についてお示してください。また、その想定外の案件への今後の対応策についてお示してください。

(2) 今回の豪雨に際し、8つの情報、警報、指示が発令されましたが、その判断基準及び周知方法についてお示しください。

(3) 災害対策本部の設置と解散の判断基準及び周知方法についてお示しください。

(4) 町立の小・中学校における休校及び下校措置の判断基準及び周知方法についてお示しください。

(5) 民有地における特別災害復旧補助金制度等の確立を検討すべきと考えますが、執行部のお考えをお聞きます。

(6) 重大な事故、大規模な感染症等にも対応した危機管理指針を策定すべきと考えますが、執行部の考えをお聞きます。

続きまして、質問事項の2、中心市街地活性化基本計画についてお尋ねいたします。

今年度より施策が実施される中心市街地活性化基本計画は、駅前商業地域を中心に、その期待度も高いことが地域住民の皆さんとの対話の中で感じられます。しかしながら、この計画により何が変わり、5年後の最終的なイメージの共有が地域住民の皆さんとできていないと考えております。この計画の認定を受けること、認定されたことが目的とならないように、本来のあるべき姿をしっかりと確認しながら、民間との連携、実施主体者との明確化などについて質問をいたします。

(1) 都市再生整備計画と中心市街地活性化基本計画は連動しているように思われますが、それぞれの使途基準、使い道の違いについてお示しください。

(2) 中心市街地活性化基本計画の主な実施主体は民間によるところも多いと思われますが、現在までにどのような提案、計画が上がってきているのか、お示しください。

(3) 今年度委託している歴史的風致維持向上計画及びこれから策定に入る予定の立地適正化計画、それぞれの目的と進捗状況についてお示しください。

最後の質問項目3、市街化調整区域における土地利用についてお尋ねいたします。

基山町は、御存じのとおり、鳥栖基山都市計画において土地利用が厳しく制限されており、特に市街化調整区域内における開発等については、さまざまな付議基準が設けられております。しかし、今回の自然災害等を想定内としたときに、その制限についての特例を設けることも必要ですし、今後の調整区域内における空き家の増加を鑑みたときの特例もまた必要と考えます。

そこで、(1)ハザードマップにおける土砂災害警戒区域と、いわゆるレッドゾーン区域居

住者及び災害被災者等に関して、市街化調整区域内でも移転可能とする条例等の制定をすべきと考えますが、執行部の考えについてお尋ねいたします。

(2) 空き家に隣接する農地は、現在の法制下では耕作証明取得者のみが取得可能であります。今後の空き家対策として、一定の条件を満たす場合は取得できる条例等の制定をすべきと考えますが、執行部の考えについてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。簡潔に明快な答弁をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

久保山義明議員の一般質問について答弁させていただきます。

1の(4)を教育長のほうから、残りを私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず1番目、想定外をなくすための危機管理対策について。

今回、豪雨災害に際して想定外だった案件について示せ。また、想定外の案件への今後の対応策について示せということでございますが、今回の豪雨災害について特に想定外だった案件はございませんが、今後、よりきめ細かな連絡体制の構築、そして実践的な避難訓練を実施していく必要があると痛感したところでございます。

(2) 今回、豪雨に際し、8つの情報、警報、指示が発令されたが、その判断基準及び周知方法について示せということでございますが、今回、豪雨の際に本町が発令した避難勧告等の判断基準につきましては、避難勧告などの判断、伝達マニュアルをもとに、佐賀地方気象台による気象情報の発表と雨の状況を総合的に判断しております。

また、周知方法については、防災行政無線、電話連絡、エリアメール、ホームページ、フェイスブック、広報車により行いました。

(3) 災害対策本部の設置と解散の判断基準及び周知方法について示せということでございますが、災害対策本部の設置、解散につきましては、基山町地域防災計画により気象業務法に基づく注意報または警報が発表され、町長がその必要を認めたときに設置し、災害の危険が解消されたときに解散を行います。

今回の豪雨では、7月5日に大雨警報が発令され、6日早朝には土砂災害警戒情報、洪水警報が発令されたことから、災害対策本部を立ち上げました。

解散につきましては、6日の午前中に全ての気象警報が解除になり、天候も好転したこと、

亀の甲ため池の水位が下がり仮復旧も行い、決壊の恐れが回避されたこと、避難者が全て帰宅し避難所を閉鎖したこと、県道17号線の規制が解除されたことを受けて、総合的に判断して災害対策本部を解散しました。

周知方法につきましては、対象者にメール及び電話連絡をいたします。

(5) 民有地における特別災害復旧補助金制度等の確立を検討すべきだが町の考えはということで、これまではでき得る限り、国、県の制度を活用することや既存の制度の活用を念頭に取り組んでまいりました。そのため、現在のところ今回の災害に関する特別の補助金を実施する予定はございませんが、今後このような災害がまた再び起こることも当然想定されますので、今後の災害に備えるための制度を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(6) 重大な事故、大規模な感染症等に対応した危機管理指針等を策定すべきだが、町の考えはということでございますが、特定の事案に限定せず危機管理事案を的確に対応するための準備を行っておくことが重要です。都道府県レベルでは、このような指針の策定が進んでいるようでございます。市町村でも、先進的な事例があると思いますので、今後調査していきたいというふうに考えております。

2、中心市街地活性化基本計画について。

(1) 都市再生整備計画と中心市街地活性化基本計画は連動しているように思えるが、それぞれの使途基準の違いについて示せということでございますが、中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の商業機能の強化やまちなか居住の推進などの施策を、地域住民や民間事業者とともに総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画として策定したものです。

一方、都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域に関して策定したもので、ことし3月に選定を受けた地方再生コンパクトシティ事業の実施に当たり策定したものでございます。

(2) 中心市街地活性化基本計画の主な実施主体は民間によるところが多いと思われるが、現在までにどのような提案、計画が上がってきているのかを示せということです。

事業実施に向けて、商工会などと協議を今行っているところでございます。この協議が整ったところで公募を行い、民間からの具体的な提案計画が上がってくるということになっております。

(3)今年度委託している歴史的風致維持向上計画及びこれから策定に入る予定の立地適正化計画、それぞれの目的と進捗状況を示せということでございますが、歴史的風致維持向上計画につきましては、歴史的風致の向上につながる道路等の公共施設の整備や建造物の修理、伝統行事の継承活動への補助といった事業について、国の補助を受けて実施することを目的として策定するものでございます。

現在、平成31年3月までの国の計画認定を目指して、計画内容、具体的には補助対象となる重点区域の設定や実施事業の範囲について国と協議を進めているところでございます。

立地適正化計画につきましては、都市機能や居住機能を一定の区域に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図ることを目的として策定するもので、都市機能誘導区域内の医療、社会福祉、教育文化及び商業施設の整備等、居住誘導区域内での住宅整備等に対する支援を受けることができます。

平成31年度において計画策定のための基礎データの収集分析を実施し、国・県と協議の上、平成32年度末までに計画の公表を行う予定としているところでございます。

3、市街化調整区域における土地利用についてということで、(1)ハザードマップにおけるレッドゾーン区域居住者及び災害被災者等に関して、市街化調整区域内でも移転可能とする条例等の制定をすべきだが、町の考えはということでございますが、市街化調整区域内における開発行為につきましては、都市計画法第34条の規定により一定の基準に該当するものでなければ、県知事は開発許可してはならないとされております。その基準の一つである佐賀県開発審査会付議基準第14号において、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン区域を含む地すべり等危険地域の居住者に係る崖地近接危険住宅移転事業として行うものである場合、市街化調整区域内においての住居移転のための開発が可能とされているところでございますので、改めて条例の制定をする必要はないというふうに考えているところでございます。

(2)空き家に隣接する農地は、現在の法制下では耕作証明取得者のみが取得可能であるが、今後空き家対策として一定の条件を満たす場合は取得できる条例等の制定をすべきだが、町の考えはということでございますが、空き家対策として空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、大幅な下限面積の引き下げを行っている自治体もありますので、そうした事例を参考にしながら、下限面積を定める農業委員会との協議を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

1 回目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで、1 項目めの(4)について御答弁いたします。

町立の小・中学校における休校及び下校措置の判断基準と周知方法について示せというお尋ねですが、台風や大雨等非常変災時における休校や早退における下校措置については、登下校に際し著しく安全が脅かされる状況が予見できたときに、教育委員会、または校長の判断で措置をいたします。

保護者への周知の方法といたしましては、学校が各家庭に登録いただいている携帯電話への一斉配信メールで行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5 番（久保山義明君）

それでは、2 回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、町長にお尋ねいたします。

先ほどの答弁で想定外はなかったということでした。これは想定内、想定外といった言葉の捉えようかもしれませんが、例えば、見出しとか新聞のリードと言われる部分で、想定外はなかったという言葉が踊れば、では、なぜ想定内であればその対策をやらなかったのかということにもつながると思います。もう少し言葉をつけ加えていただいて、なぜ想定外でなかったのかということを御答弁願えますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

災害対策において一番大事なのは、まずは情報収集だというふうに思います。今回の場合は、気象庁の情報、最近非常に気象庁の情報は正確で、2 時間後、3 時間後の状況は非常に分かりやすくなるようになっております。そういう意味では、午後を過ぎたぐらいから、夕方、今まで基山町にない量の雨が強く長く降るというのが明らかになりましたので、その時点で

ある程度の想定、いわゆる危険地域での土砂崩れの問題、それから亀の甲ため池も、決壊するとは思っておりませんが、何がしかの異常が発生する可能性があるのではないかと。それ以外のいろいろなことについても、想定とか予測の範囲の中に入ってきたというふうな、そういうことでございます。

そういう意味では、事前のそういう情報収集能力というのが非常に大事だということ、考えたとおりうまくいかなかったのは、やはり連絡体制が、特に要援護者の方々をみんなで救うというか、カバーする体制が必ずしも十分にうまく機能していなかったと思いますので、その辺のきめの細かいそういう情報伝達体制、情報だけではなくて、実際に行動ができて、そういう方々と一緒に救い出せるようなそういう形はきちんとしておかなければいけないというのが今回強く思ったところでございます。

あと、そういう意味で私的にいうと想定外に近かったのは、意外に住民の方々が避難勧告、避難指示に従って、多くの町民の方、パーセントでは低いんですけども、非常に真剣に避難所に避難していただいたというのは非常にありがたかったし、そういう意味でいうと、その部分は私の中でいうと一番の想定外だったのかなというふうに思っているところでございます。

今後は、言葉で遊んでしまったりいけませんけど、想定外みたいなものがなくなるように、全ての想定ができるような努力が行政に求められると思いますので、住民の方の自助とか共助とあわせて、そして自覚ですね。そういったものを理解していってもらいながら、想定外を完全になくしていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。今回の災害復旧に当たって専決処分、そしてまた今議会に上程された補正予算、まずはこの歳出金額も、私はある意味想定外のところもあったのかなと思うんですけど、これの金額についてどのように受けとめられているのか、町長お願いできますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まだ途中段階なので、今回の議会で提案しているのが全てではございませんので、まだまだ膨らみます。そういう意味では大きな金額でございますけれども、これは逆に言えば想定するものではないと思っておりますので、被害に対しては少しでもその対策を練っていく。その場合に、いわゆる完全復旧を目指すものと改良を図っていくもの、ものによって使い分けなければいけないので、その辺の工夫をまたこれからもやっていかなければいけないというふうに思っております。

金額的には、非常にかさんだ金額になりますし、これは正直、町の財政にとっては非常に厳しい状況ではございますけれども、きちんとしなければいけないものだというふうに理解しておりますので、そこは、そこを想定外と言わずに、きちんと対応していけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

想定すべきではないということでしたけれども、逆にこの歳出の大きさが、これは災害復旧費の検討も含めてなんですけれども、来年度以降の予算にどのような影響を与えていくのかということも、あわせてお聞きしていいですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

正直、やらなきゃいけないものは来年度も当然計画どおりやっていきますけれども、1年延ばせるようなものは延ばすような、そういうこともこれから考えていくということで職員にはそういうお話も今させていただいております。もちろん、やらなきゃいけない事業を延ばす、そういうばかなことはしませんので、そこら辺にめり張りをつけてやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、担当課へ質問をいたします。

これは(2)の質問でもありますし、この後多くの議員が質問されると思いますが、基山町

に防災行動計画、いわゆるタイムラインが存在するかどうか、教えてもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特にタイムラインということで個別に策定したものはございません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

策定予定もないということですか、現段階で。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特にタイムラインとして策定するということは今のところ考えておりませんが、今回の豪雨につきましては、なるべく早い時期に担当レベルを集めまして、時系列の確かな雨量であったりうちがとった行動も出ておりますので、その部分をきちんと、その時期に私どもがとった行動が適切であったのかというところも含めて次の災害に備える準備としたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

私も余りマニュアルとかガイドラインとかというよりも、極力、臨機応変さというのがその都度その都度求められるものとは思っております。

ただその中で、今回の豪雨であるとか、台風であるとか、いわゆる進行型の災害と言われるもの、それから、地震等の突発型災害と言われる最悪のシナリオを想定したもの、さまざまなことが想定される中で、私はある程度の基準というものは必要なのかなというふうに思っていますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私も同感でありますし、後ほどの質問にもありましたような危機管理の指針であったり、やはり現状として言えば本当にさまざまな災害が発生してきているような状況では、やっぱりどの災害にも対応できるような準備をしておくことは必要であるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それとまた、今回避難所の設営に当たって320名を超す方が避難していただきました。そうした中で、私も東日本大震災や熊本地震にもボランティアとして参加したときに、やはり公務員の方の使命感の強さからか、かえって肉体的・精神的に追い込まれていく姿というのも目の当たりにしてきた次第であります。そうした意味でも、避難所開設に当たって、職員の皆さんの工程表であるとか、行動計画というのも必要になってくるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、おっしゃるようにそういった準備もしておく必要があると思います。

今回につきましては、幸いにして避難所自体の開設も短時間でございましたので、そう職員そのものが物すごく負担感があったというところはないと思いますけれども、やはり長期に及びますとそういった部分も懸念されますので、そういったところを合わせて検討してまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いします。

それで、質問の中で、この避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインと、内閣府が作成したガイドラインだと思いますけれども、今回の場合、丸林地区に避難勧告及び避難指示が発令されなかった理由というのは、何かあるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

状況的にいうと、丸林地区は当然避難勧告を行ってもよかったのではないかというふうに思いますけれども、現実的なお話をさせていただきますと、ちょうどその当時、丸林地区にうちの副町長が現地に直接入っておりまして、もう既に私どもが避難指示を出すべきであったというふうに考えております。

その中では、丸林地区の集会所への避難であったり、私どもの町民会館への避難が全て完了いたしておりましたのと、それから知人の家への避難が完了しておりましたので、あえてそこでは避難指示は出さなかったというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは、例えば記録的に出したということは必要ないということですか。この時点で出したということは、必要ないという考えで出されなかったということですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現実的な話として、もう既にそこについては完了しているという判断のもとで、あえて出さなかったというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、例えば亀の甲ため池の決壊の際に、第1区全域に避難指示が出されました。これは、1区全域に出された理由というのがありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町のほうに避難判断の伝達マニュアルがございますけれども、土砂系の災害であった場合には、地区を限定することが非常に困難であるということで、その最小単位を、基山町で申

し上げると区ということにしております。

そういった中で、例えば正応寺地区だけとか、三ヶ敷地区だけということで限定することは非常に危険ということの判断もありましたので、第1区ということで避難指示を出させていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。これについては、恐らくこの後もいろいろな方が質問されるかもしれません。

それで、今回の現状を見てみますと、やはり行政職員のマンパワーだけでは全然やっぱり足りないというのが痛感させられたと思います。そういった意味でも、もちろん住民の安易な現地確認というのは避けるべきだとは思っていますけれども、やはり住民の情報というものも必要かなと。その際、例えば基山町におられる防災士の方々、恐らく17人ぐらいいらっしゃると思うんですけど、この方々の今回の役割というのは一切なかったんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

防災士のほうに、特に私どものほうから御連絡をしたというところはありません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

もちろん民間の資格のボランティアではありますけれども、もう一度この機会に防災士の役割について検討してみる、予算計上も含めて、地域防災計画の中に組み入れることも考えて検討してみるという考えはありませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

防災士に限らず、子どもだけが情報を把握するということではなくて、やはり皆さん方からの情報をいただくということも非常に重要な部分だと思いますので、そういった部分を

含めて検討させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いします。

それで、今回の災害を受けてですけれども、地域防災計画の見直し、これは今年度中に行う予定はありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

地域防災計画については、修正のあるなしは別にして、毎年見直しをして、改正すべきところは改正してっておりますので、特に今年度については大きな災害もございましたので、丁寧に見直しをさせていただいて、改正すべきところは改正したいと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いします。実施計画にも毎年6万3,000円の計上がありますので、恐らく毎年見直しをされていくんだというふうに認識しております。その中で、地域防災計画の中で災害復旧計画というのがあると思います。今回、災害復旧計画は出されていないと思いますが、どの程度の災害が起きた場合にこの災害復旧計画というのが実施されるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

どの程度のが起きたら災害復旧計画を立てるのかというところの御質問でございますけれども、この中で想定していますのは、あくまでも災害復旧に関して計画的に実施をしていくということが災害復旧計画という捉え方だと思いますので、その辺についてはやはり、トータルの予算的な部分もありますし、例えば道路であるような公共施設であったり民有地であったりしますので、そういった部分を総合的に判断しながら実施計画的なものを策定して、

それに基づいて行っていくということになるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私もそこはまだちょっとよくわからない部分があるので、また改めてお聞きする場合もあるかもしれません。

そしてまた今回、ボランティアセンターというのが、恐らく基山町が始まって以来立ち上がったと思います。社会福祉協議会の皆さんも本当に汗だくになってコーディネートをしていただきました。ただ1つ気になるのが、やはり多くの町民の方から、まだまだボランティアを必要とする声がある。丸林地区を除くところでも、民有地の中でもボランティアが欲しいという声があったんですが、2日間のみで閉鎖されました。地域防災計画の中では、町が判断するというふうになっております。私は、やはりニーズがあればそれに対応すべきだったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かにニーズがあれば開いていくという考え方もあると思いますけれども、今回ボランティアセンターを立ち上げたのは、雨がひどかった翌々日に丸林地区のほうに入りまして、町長を含めて対策本部のメンバー数名で入りまして、その中で地元のほうからそういったボランティア的な協力をいただきたいという御要望もいただきましたので、急遽、翌々日にボランティア活動をさせていただいたところでございます。

確かに、後半にそういった御要望もいただいたところでございましたが、特に御要望をいただいた部分が——私どもが行うべきというふうに考えていたのが、特に宅地内に流入した部分の土砂除去をやるべきというふうに考えておりまして、後段のほうで要望がありましたのが、それ以外の農地であったりという部分でもありましたので、そこについては少し今後に向けた検討が必要であろうということもありましたので、今回は2日間で終了したというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは、ぜひとも今後の対応策も含めて、いま一度検討していただきたいというふうに思います。

それでは、(3)の対策本部の設置と解散ですけれども、今いろいろと理由は聞かせていただきましたが、要するに翌日解散されたときが土曜日だったと思います。そのときに、やはり現地ではいち早く復旧に向けて地元の方々を含め動き出されている中で、対応策とか要望とかがあったと思っています。それで、連絡がつかないというジレンマも相当あったと私のほうにもいろいろと連絡が入ってきました。ですので、せめて災害対策連絡室ぐらいはある程度の期間で対応すべきであったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

災害対策本部としては解散をいたしておりましたけれども、今、議員おっしゃったような形でのニーズはあるだろうということで、特に土木系、そういった部分について需用があるだろうということで、建設課を含めて職員の勤務はさせておったところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは、総務課も含めてということですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その対応については、建設課のみで対応していただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回の庁舎内の連絡体制もいろいろとやはり問題があったということで、これも、もしこの防災に関しての窓口が総務課あれば、やはりそこから建設課とかいろんな課に行くべきではないかなと。要するに、連絡のところを一元化すべきではないかなと思いますので、そこ

も含めて、もう一度検討をお願いしたいと思います。

それで、(4)の小・中学校における休校及び下校措置ですが、先ほどの答弁の中で、教育委員会または校長の判断とありました。ある意味、面積の広い地域で学校がいろんなところに点在しているのであれば、その地域地域でやっぱり対応は違ってくると思うんですが、基山町の場合は、私自身は、「または」ではなく、やはりどちらかの判断とすべきではないかなと考えますが、そちらはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、このことについての運用は教育委員会ではほぼ判断をしております。ただ、管理規則、教育委員会規則は学校教育法から施行令、施行規則と、こういうふうに流れてきているものの中では、やはり非常変災等の判断は校長がするというふうになっているので、こういう一言をつけさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。基山町としては教育委員会のほうで判断を一元化しているということで、よろしいですね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今回の場合は、登校に際してはこちらのほうで判断しましたが、下校に際しては、こちらの情報、いろいろな情報をもとに学校の校長のほうで判断したというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回、基山小学校と若基小学校の下校措置の判断も分かれたということです。もう一度検討をしていただけたらというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

それと、私は学校というのは、ある意味、校長を含め教育長、責任者が存在するところで

あります。その中で今回、基山町の場合は割と早い対応をしていただきましたけれども、放課後児童クラブですよね。この放課後児童クラブの支援員、それから補助員、ここに最終的な下校措置等の判断を求めるのは、非常に責任が重過ぎるというふうに考えます。そうした意味で、ここの判断を最終的にどなたがされるのか、これは明確化させておくべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

放課後児童クラブは町のほうの運営になりますので、判断は町のほうの判断になるかと思っています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

町のほうの、例えば今、放課後児童クラブは7時までですよね。誰が判断するということでもいいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

最終的には、災害のときの場合は災害対策本部が立ち上がりまして、町の判断ということでは町長の判断になると思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この意思決定についてもよろしく願いしておきます。

今後の対処方法も含めてぜひ御検討いただきたいんですけども、(5)の特別災害復旧補助金について、今回の被害総額が上程されております。この中には当然、民有地に関しては存在していないわけで、議案にも係ることですので、1点だけお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、前向きな検討をいただけるというふうに私は判断しておりますけれども、この補助金制度の問題点は、要するに後払いができないということだと思っています。

つまり、先に審査が必要で、その審査の結果によって補助額が決定になると。そうした中で、審査をしていくマンパワーが不足する中で、この問題をどのように解決すべきとお考えか、お聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そうですね、確かにそういった部分もあるかもしれませんが、その補助をする使途が明確であれば、立てかえ払いの必要は当然あるかもしれま——本人が、申請する側が——ですから、やり切りの補助金であれば申請の段階でできると思いますけれども、当然そこに精算が入ってきますので、せいぜい言うならば概算払いをしておいて精算をするというような手法もあるのかなというふうに思います。ですから、そういった意味でこう。ただ、事務処理を迅速に行う必要はあると思いますけれども。

それと、今回お答えした分で申し上げると、もう既に大半の方がそういった土砂の除去であつたり処理をしていただいて処分も終わっていますので、今回の災害に適用できるようになるかというのはちょっと疑問があります。あくまでも、やはり町長がお答えになったように、これからの、以後の災害に備えるという形で検討をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

話がこんがらがっていると。いわゆるお金を前払いする話と査定の話があつて、質問は多分、査定の話だったと思うので、査定だと、国も査定前があるんですよね。だから、逆に言えば写真を撮るとか、建設業界のチェックをしてもらうとか、そういう役場の人がチェックしなくてもほかの方法で査定と同じような形をとるというやり方を、国と同じように町のほうも考えなければいけないんじゃないかと思います。

それから、支払いの話は概算払いと精算払いの話でございますので、また全然違う。別にこれに関したことじゃなくて、ほかの全ての事業に関しても出てくる話なので、そこも整理するというふうな話になるかなと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私的には、総務企画課長の答弁も町長の答弁も、非常に前向きに考えていただいているというふうに認識をしました。ぜひよろしく願いいたします。

(6)の危機管理指針についても、研究していくと、調査していくということですので、私もすぐどうこうという話ではないと思いますが、やはり自然災害というのは災害対策基本法が上位法になりますし、例えば、ほかにも国民保護法とか、その他の法律、さまざまな法律が存在する中で、やはりその対応も変わってくるかなと思いますので、これもぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

最後に、これは町長にお尋ねいたします。

今回も基山町の葬祭公園、通行どめになりました。そして、使用できない時期もあって、もちろんあってはならないことですが、多数の死者が出る可能性も今後否定できないような状況になっております。そうした中、葬祭公園の移転新築を考えることもまた必要かなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

葬祭公園につきましては、今の葬祭公園の改良、それから新築、それから、前からよく言われております他の自治体との広域、3つの方向で今検討を進めておりますので、今回の件も、そういう意味ではいい意味で後押しになる可能性にもあります。ただ、いずれにしましても、これも予算がかかることなので、どのタイミングでどういう形でやるかというのを今から慎重に考えていきたいなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしく願いいたします。

次の質問ですが、防災と若干関連しますので、大変申しわけございませんけれども、質問事項の3を先にやらせていただきます。

まず、質問事項の3、先ほどの答弁だと、すぐにできるみたいな答弁をいただきましたが、

これはちょっと確認をさせてください。

付議基準の3号とか関連事業計画、これも関係なくできるということですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

実際には、例えばレッドゾーン地区に対する対応については、実施に当たっては移転計画ですね。これは県の補助を受けるための事業計画であるんですが、住宅移転補助事業実施計画というものを策定した上で、例えば具体的にどこの地区のどなたの分をどちらに移転する、そういった計画を策定する必要はございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは、じゃ、前段で基山町が策定すべきものではなく、その場その場で対応をしていくということですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

議員おっしゃるとおり、その場その場で対応する形になります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

なるほど、わかりました。今回、丸林地区で全壊家屋が2件ありました。1件の家屋に関しては、耕作証明をお持ちということで、恐らく自分の田畑のほうへ移られて、農家住宅という形になると思うんですけども、これは確認ですけども、農家住宅の場合は県の開発審査会はないですね。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

御理解のとおりで結構でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

問題は、もう一件の方のほうで、こちらは耕作証明を恐らくお持ちではないと思います。つまり、農地法第３条の別段面積、下限面積に達しないということで、今回の災害において、私も直接お話を伺いしていませんけれども、今回の災害に関して、その不安から移転を考えられた場合には、この関連事業計画を策定すれば、この調整区域内でも移転が可能ということよろしいですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

今の前提でございましたらそうですね、この実施計画を策定した上での移転ということであれば開発が可能ということになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

わかりました。じゃ、これはもう一度きちんと意向を踏まえてですね。

それと、今現在レッドゾーン地区にお住まいの方々も、恐らく今回の豪雨で結構不安に思っている方がいらっしゃるかもしれませんので、そういったことも、やはり——私は付議基準の第３号を考えれば、当然耕作証明をお持ちでない方は市街化区域にしか移れないというふうな認識でいましたから、そうでないということになれば、その実施計画をつくれば問題ないということであれば、やはり長年住みなれたコミュニティの中の安全な場所に移転されるほうがいいのではないかと思いますので、そこも含めて、これからいろんなまた相談をさせていただきたいというふうに思います。ただ、付議基準にやるということは、当然、県の開発審査会に実施計画をつくった場合でも開発審査会にかかっていくということですね。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

おっしゃるとおりで、県の開発審査会に付議される案件になります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

であれば、やはり開発審査会というのは現在、恐らく２カ月に１回、３カ月に１回のペースでしか行われていないと思います。そうした意味でも、その前にまず農業委員会に提出しなきゃいけない部分もたくさんあると思うので、そうすると、逆に半年ぐらい時間がかかってしまう。もし特例ができるのであれば、この開発審査会を前倒しで、例えばこの案件について開発審査会を招集するような特例というのは可能だと思いますか。もちろん県のことなので答弁は難しいと思いますが、その特例を設けていくということを後押ししていく必要というのは可能だというふうに考えられますか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

実際、災害が発生した際、当然緊急の対応等も必要になってくると思います。

先ほどの計画を経ての開発審査会付議といった案件であれば、例えば災害の場合ですということ、そこは緊急でお願いしますというところを県のほうにお願いする余地は当然ございます。

また一方で、県の開発審査会付議基準の中では、具体的に災害被災者への対応というところは明記をされていない状況でございます。こちらについては、町としても当然被災者対応というのは非常に重要だと思っておりますので、平行して、県の開発審査会付議基準、この中に被災者が、例えば調整区域内に移転をする場合というものを付議基準の中に明記をしていただけないか、そういった内容で働きかけを行ってまいりたいとは思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

確かに14号のところには取り扱い要領が書かれていないので、私もそれはぜひお願いしたいと思います。非常に前向きな回答でしたので、うれしく思います。

次の(2)の空き家に隣接する農地の問題ですけれども、これも農地法の第３条にかかわる

案件です。こちらが前向きな答弁なのかどうかちょっと微妙なんですけれども、もちろん最終的には農業委員会に意見を付していただく形になると思います。ただ、これは全国的もといつか、佐賀県で今、宅地つき農地の別段面積を極端に低くしているのが、佐賀市の北部山間地域と多久市と武雄市。1平米ということで条件が付されております。

これに関しては、例えば定住促進課長にお尋ねしますけれども、今、基山町に相談に来られるときに、ちょっと田舎のほうで家庭菜園とかができるような空き家ってありませんかという相談は多いと思われますか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

私が把握している限りということで大変恐縮なんですけれども、幾つかそういった要望はあると聞いております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それが基山町のよさだと私も思っているんですよ、ある意味。都市圏から基山町に移住を考えられる場合の魅力の一つではないかなと。ただ現時点では、特に町外の方が農地つきの住宅を買おうと思っても買えない状況があるわけですから、これは、ぜひとも前向きに検討をしていただきたい。

そして、土地を取得されたい方も、土地を売りたい方も、また、農地を荒らすこともないわけです。ですから、私はこれは非常にウイン・ウインの関係が成り立つというふうに思っています。

問題があるとすれば、これは誰が判断するということになると思うんですけれども、この判断基準、人によって変わってはだめだと思うので、この判断基準について何かお考えがあれば、これは産業振興課長、お願いできますか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

この件につきましては、農地法第3条関係もいろいろと関係してきますけれども、当然、

農業振興を考えるとということであれば従来通りやる方法があると思います。ただ、地域の振興策に合わせて検討する必要もあるかと思います。

それで、別段面積をかえるということであれば農業委員会でまず審議をしまして、結果を公示しまして、最終的には県知事のほうへの報告というふうになります。ただ、農業委員会でそういったことで変更をするということになりますと、当然、先ほど定住促進課長のほうから回答がありましたとおり、そちらとも十分協議しながら進めていかなければいけないと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いいたします。

私も、あくまでも宅地に隣接する農地の話をしております、原則としては、やはり別段面積、5反から3反に数年前に変えたわけですから、それは遵守していただきたいなというふうに考えております。

その中で、これからの調整区域内の空き家をどう処理していくかということを考えれば、ぜひとも前向きに整備をしていただきたいと思いますと思いますが、これは(1)の災害特例は問題ないとして、(2)の農地つき空き家ですね。これは、いつぐらいまでを目途に農業委員会のほうと話をさせていただくとかというのはありますか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

お約束のほうはできませんけれども、ほかの自治体の事例がございますので、そちらをまず研究しながら、できるだけ早い時期には議論をしていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくお願いいたします。

1つだけ、さっきの農地法の第3条に付則条件としてありますが、5年間は農地として耕

作を行うという条件も、私はある意味必要かなというふうに思っていますので、ここも私の意図も酌み取っていただいて、農業委員会のほうと話をしていただけたらというふうに思います。

それでは最後の質問項目、2、中心市街地活性化基本計画についてお尋ねいたします。

まず、都市再生整備計画の所管課というのはどこになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

都市再生に関しては定住促進課で行っていくこととしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。今現在、例えばまち・ひと・しごと総合戦略に伴う地域再生計画、コンパクトシティ都市再生整備計画、社会資本総合整備計画、歴史的風致維持向上計画、立地適正化計画、北園部地区活性化計画、そして、中心市街地活性化基本計画と、かなり大きなものから小さなものまで、実施計画にも載っていないような計画がめじろ押しとなっていますけれども、もちろん今、私が網羅している計画もあると思います。それらの計画が、この総合計画の中の基本構想、基本計画と、どのようにリンクしているのかが、正直私も余り理解ができていない状況なんですけれども——これは総務企画課かな——どうでしょう、今進んでいるような計画を、一覧表か何かでリンクした形で作成というのはできないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった表が必要ということであれば、わかりやすいように作成したいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

例えば、今回もコンパクトシティと中心市街地活性化基本計画がぐっと、3年と2年とかかという形になっていたりして非常にわかりにくいなのがありますので、よろしくお

願いいたします。

それで、今回中心市街地活性化基本計画について、第3区のほうからも出前講座の依頼があつているというふうにお聞きしました。私も地域住民の皆さんとの意見交換の中で、なかなかこの計画についての着地点が見えてこないというふうな、要するにイメージがつかないというふうなお声を聞いている次第です。ですので、一番わかりやすいのが、この中活の基本計画の冊子の96ページにあるこの地図ですね。（現物を示す）わかりますか、この事業位置図。これをちょっと拡大してお示しされたほうがわかりやすいかなと。当然この中にはたくさん事業がありますけれども、既存の事業というのも相当含まれております。ですので、今回の中活に当たる事業、新しく住民生活にかかわる事業というのが何なのかというのが非常にわかりづらいんですね。今あるとすれば、100万円、100万円のグリーンロードのイベントと空き家、空き店舗のリノベーション、この2つだけですね、中活の事業というのは。これも違うか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

今回、当初で予算を上げさせてもらって、中活の事業としての御認識であれば議員おっしゃるとおりで間違いないと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは、コンパクトシティの事業ではなかったんですか、3年間は。ですよ。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大変申しわけございませんでした。中活の事業の計画としては上げさせていただいてますけれども、ことしあと2年、3年間においてはコンパクトシティの中で、先ほどおっしゃられましたグリーンロードの分と空き店舗の分は予算を上げているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それで、先ほどの答弁で、商工会との協議が整った後に公募を行いというふうにありました。これ公募というのが、100万円、100万円の事業を公募するということですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

今協議を行っているという御説明をさせていただいたことにつきましては、先ほどの2つの事業において協議をしております。大体やり方というのも固まってきましたので、その中でまた空き店舗等であればどういうストックであったりとか、すぐ活用したいという方たちをまた募るような形のイメージで公募という言葉を使わせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それで、私はあえて連動しているというふうに思われるがというふうに質問をしたんですけれども、1回目の答弁では、この都市再生整備計画は都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべきというふうになっているんですけれども、これはコンパクトシティで、この民間からの公募というのがこの事業に則していますか。これは確認です。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

都市再生整備計画、コンパクトシティの部分ということでお答えを補足させていただきますと、先ほどの町長の答弁の中で、公共公益施設の整備等を重点的に実施すべきで、済みません、「等」に含まれるものとして、実際、ハード整備の部分プラスその効果を増大させる効果促進事業、この部分がいわゆるソフト事業として措置をされることになっております。その中で、先ほどの商店街関係の部分ですとか、空き店舗リフォーム、そういったところの事業が、その中で国の補助の対象となってくるということでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

問題がなければ、全然問題はないというふうに私も認識します。

それで、個人的に最も期待しているのが、恐らく来年度から設置されるタウンマネジャー、これが来年度から実施予定になっていると思いますけれども、今年度中に恐らく公募をかけられるのかなと、人選を行っていくのかなと思いますが、この予定についてお示してください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

計画につきましては、議員おっしゃるとおり来年度からということで、実際設置ということであれば今年度からそういう準備をしないといけないかと考えております。

そういったこともありまして、商工会であったりまちづくり会社も含めたところで、どういったふうにタウンマネジャーであってもいろんな専門性を求めることがあると思いますので、もしお願いするのであればどういった方が適任なのか、実際必要であるのかとか、そういったところも含めて協議に今入っているところでございます。また、概要等がわかり次第、議員の皆さんにも御相談と御報告をしたいと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私もこのタウンマネジャーの位置づけとかミッションが非常に、今のところ曖昧だなというふうに心配していましたので、ぜひともそれは協議の中で詰めていっていただきたいというふうに思います。

それで、例えばこのタウンマネジャーの方が来られて——例えばの話ですよ——来られて、まちづくり会社とか、まちづくり公社とか、NPOを立ち上げられた場合、ここは今回のいわゆる実施主体としてなり得ますか。新しい事業主体者としてなり得ますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

私のほうも詳しく勉強しなければならないと考えていますけど、現在の私の認識では、タウンマネジャーにおきましては町のほうが雇うような形になると思いますので、新たに会社をつくるとかそういった形にはならないのではないかなというのは、今のところの認識では

考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと私の認識は違うので、また時間があるときにでもお話をさせていただきたいというふうに思います。

それで、本当に町民の皆さんからの期待が非常に大きいです。やはりこの事業自体は委託費で750万円かけているわけですし、ある意味、土地利用の制限、準工業地域の制限もかけた計画ですので、ぜひともいろんな意味でこれからの基山町の活性化を後押しする計画になっていただきたいというふうに思っております。

それで、最後の質問ですけれども、これは歴史的風致維持向上計画、これは議案に係ることですので、割愛をさせていただきます。

立地計画、立地適正化計画ですけれども、私は正直これだけの計画が山積している中で、あえて今、立地適正化計画の認定に向かうのが妥当なのかというふうな思いもあります。一度立ちどまるのも必要かなと。ただ、この計画がないとどうしても先に進めない事業が既にあるんだったら話は別ですけれども、そうした中で、22平方キロメートルという非常にコンパクトな、しかも厳しい線引きによる居住誘導区域が限定されている町ですので、私の個人的な意見を言わせてもらえば、この立地適正化計画よりも、まず調整区域内の、いわゆる農振地域、青地、非常に点在しています、今、基山町の中で。本当にここが青地でいいのかというようなところもあります。それを一度整理するということが先決ではないかなというふうに考えますが、いかがお考えか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

全く別——別というか、平行して走らなきゃいけない話だと思います。

立地適正化の一番のメリットは、場合によっては土地代まで補助の対象になると、これは立地適正化以外あり得ないのでですね。中心市街地では土地代は対象にならないので、そこを一番ポイントに置いています。

それから、農振地域の見直しは、言われるが前にそれは本当にやらなきゃいけない話なの

で。これと立地適正化と農振地域の見直しは、決してどちらが先にやるべき話じゃなくて、両方平行してやるべき話だというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

時間も少なくなりました。今回の質問はちょっと欲張ってしまいましたけれども、もっともっと時間をかけて議論する時間を改めてつくりたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○4番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。4番議員の栗野久明です。

傍聴席の皆様、今回は昨年9月の定例会に続き、防災に絞って一般質問で議論したいと考えています。被害を受けた基山町で、町民にとって今まさにタイムリーな問題でもあると思います。被災から2カ月経過いたしました。改めてこのテーマを選びました。お越しいただいた傍聴席の皆様にはとにかく感謝申し上げ、今後とも御意見などお聞かせくださることを願っております。

では、これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。

1項目めの亀の甲ため池の今後の対応について。

質問要旨は、近年、我が国で毎年のように続く豪雨災害、昨年の北部九州で起きた災害の記憶が新しい中で、ことしは基山町でも豪雨災害の被害を受けてしまいました。当該地区の避難指示や県道の通行止めなど、町の危機管理の判断には感謝いたしております。

身近に起きた天災に対し、いや応なしに防災の機運が町民の方に高まっております。中で

も、決壊の危険を免れた亀の甲ため池が下流のり面の崩壊で終わったことは不幸中の幸いでありましたが、いままじしの連続降雨や、確率的には非常に低いものですが、そのときに地震が同時に起きたならば、確実に決壊に至ったと思われます。

町民の財産や安心・安全を確保するために必要と思われるため池の復旧に関すること、ため池管理者との協議や決壊の危険が再び想定された場合の防災避難計画など、今後の町の対応について質問いたします。

そこで、以下の具体的な質問をお伺いします。

(1) 原形復旧か改修工事とするのか、現時点での町の見解をお示してください。

(2) 昨年的一般質問で、ため池の地震に関する安全性を答えられていましたが、豪雨に対し余水吐——洪水吐ともいいます、の断面が、設計最大洪水流量に対し安全に流すことができることを確認されているのか、お示してください。

(3) ため池の上流付近斜面の状況調査はどうなっていますか、お伺いいたします。

(4) 管理者が運用の廃止を決定した場合どのように対処するのか、見解をお示してください。

(5) ため池の決壊は、そのものが人工構造物であるため、管理や運用によるものが起因すれば自然災害と捉えるより人災とみなされると思うが、御見解をお伺いします。

(6) 管理者へコイの養殖を廃止していただきたいと思っていますが、町は説得するような考えはあるのか、御見解をお伺いします。

(7) 今回の豪雨で、県道久留米基山筑紫野線の交通規制をかけましたが、決壊による土石流が県道久留米基山筑紫野線に及ぶと判断したと思いますが、その根拠は何によるものか、お伺いします。

(8) 町民会館への避難指示を第1区に出していますが、避難時に決壊が起きた場合、避難経路に問題はないのか、お伺いします。

以上8項目について御回答をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栗野久明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、亀の甲ため池の今後の対応について。

(1) 原形復旧か改修工事とするのか、現時点での町の見解を示せということですが、亀の

甲ため池は町の管理ではないため、亀の甲水利組合や地権者と協議する必要がありますが、町としては、17号線を通行どめにしたこと、亀の甲ため池周辺の住民の方に避難勧告を出したこと——避難指示ですね、を出したことを重く受けとめ、今後の災害のリスクを最小限にする改良が重要と考えています。

(2) 昨年的一般質問で、ため池の地震に関する安全性を答えられていたが、豪雨に対して余水吐の断面が設計最大洪水流量に対して安全に流すことができることを確認されているのかということでございますが、亀の甲ため池は、堤体の貯水側に張りブロック等のコンクリート補強を施工してあるなど、漏水防止や洗掘対策から見ても安全性が高いと言われております。また、今回の豪雨でも余水吐は被災することなく流水していたことが管理者により確認されており、ため池の安全性には問題がないと考えているところでございます。

(3) ため池の上流周辺斜面の状況調査を行っているかということでございますが、ため池の上流周辺斜面の状況調査につきましては、上流の森林ののり面等の状況調査は行っているところでございます。

(4) 管理者が運用の廃止を決定した場合どのように対処するのか、見解を示せということでございますが、管理者が運用の廃止を決定されたときは、町に移管してもらい町で管理していきたいというふうに考えているところでございます。

(5) ため池の決壊は、そのものが人工構造物であるため、管理や運用によるものが起因すれば、自然災害と捉えるより人災とみなされると思うが、どうかということでございますが、管理や運用が十分になされていれば、自然災害とみなしていいというふうに考えているところでございます。

(6) 管理者へコイの養殖を廃止していただきたいと思うが、町は説得する考えがあるのか見解を示せということでございますが、町に移管する条件として、コイの養殖は廃止していただくことになるというふうに思います。

(7) 今回の豪雨で県道久留米基山筑紫野線の交通規制をかけたが、決壊による土石流が県道久留米基山筑紫野線に及ぶと判断したと思うが、その根拠は何によるものかということでございます。

町としては、亀の甲ため池の北側ののり面が崩壊したことから、決壊した場合には県道17号線への被害が想定されましたので、佐賀県に通行どめの要請を行いました。要請を受けた佐賀県は、現地調査の結果、気象状況や町の避難指示の状況などを総合的に判断して、道路

管理者として交通規制を決定したものでございます。

(8)町民会館への避難指示は第1区に出ているが、避難時に決壊が起きた場合、避難経路に問題はないかということでございますが、第1区の県道17号線から西側の地区の住民の方が町民会館に行く場合には、正応寺インターのボックスを通過していく場合が多いというふうに考えられます。仮に今回ため池の北側が決壊した場合には、非常に危険な状態になるというふうに思うところでございます。

今回の災害を通じて、この地区に限らず、想定される災害によって避難経路を複数検討し、実践的な避難訓練を実施していくことが必要だというふうに痛感したところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、(1)で質問しましたが、原形復旧か改修工事なのかについてですが、担当のほうにお伺いします。

今後協議していく亀の甲水利組合や地権者は、どのぐらいの方がおられますでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今の御質問でございますが、今、水利組合に加入されている方の件数で、24件いらっしやると聞いております。（「地権者」と呼ぶ者あり）

24件で、その人数は把握しておりません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

じゃ、もう一つ、担当の方お願いします。

その24件の方の中で、実際に下流側でその水を使って耕作されている方はどのぐらいおりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今現在の面積に対して8ヘクタールぐらいです。ただ、この中で水田として活用されている面積としては大体5.5ヘクタールぐらいです。

○議長（品川義則君）

何名の方ですかと。毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今24件の方が大体8ヘクタールぐらい関係面積として農地のほうを持っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

亀の甲ため池は、本来の機能であるかんがい用水としてのため池だと思っておりますが、貯水量は今の量が必要だと思われますか、担当をお願いします。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

当時、亀の甲ため池にかかわる受益面積としては46ヘクタールあったということでございます。

ただ、先ほど回答させてもらいましたとおり、今現在8ヘクタールということでございますので、実際のところ前よりは水量を確保する必要はないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。以前に比べると少し耕作面積も下がり、ヘクタール数が下がっているということで、貯水量としては小さくなっていいのかなというような判断だろうと判断しましたが、よろしいですかね。

それでは、町長にお伺いします。

今後の災害のリスクを最小限にすることが重要だと回答されております。改良を考えているとの回答でもありました。原形復旧でもなく改修でもない、改良と。言葉遊びみたいにな

りますが、原形復旧はもとの形に戻す、改修は悪くなったところを、その部分を直していくと理解して、私の質問以上に改良という言葉が使われました。ということは、よりよいものにしていくと、目的に沿ったものにしていくという前向きな回答だと思いますけれども、この点そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、完全にもとに戻した場合も、前と同じ危険性——我々は安全だと思っていたんですけど、今回みたいな形でり面が一部崩壊するというようなことがありましたので、そういう意味では、完全にもとに戻しても、その危険性はずっとついて回りますので、そのリスクが少しでも少なくなるようにやっていこうと考えているのが改良ということでして、改良のやり方は多分いろいろな考え方があると思いますので、まさに今その検討をしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

８月の全員協議会で町長からこの件については説明がございました。今の言葉にもありましたが、原形復旧にはまださらに安全性に問題があってリスクが残ると、今後それ以上の降雨があつたりしたときにまた壊れたんじゃ意味がないということだろうと思います。

またそのほかにも、そのときの話では、復旧工事を選んだ場合は受益者負担等の問題も残ってくると。この金額も結構受益者の方には負担が残るし、また、リスクの問題等々を考えると、ちょっと考えないといけない問題だと言われてはいますが、そこら辺もう少し説明いただけますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

工事を３段階で考えていただくとわかりやすいかと思うんですけど、まず、既に今、手を打った応急処置みたいなものが行われていますね。これは復旧工事の一部になりますね。

それから、改良するにしても、一部分まだ復旧しなきゃいけないような経路の問題とかが

あつたりしますので、そこが第２段階でまた幾ばくか出てくるというふうに今想定しております。

そして第３段階が、逆に言えば完全復旧か改良かという形になると思いますので、第１、第２段階までは、これまでのルールの中でやっていかなきゃいけない話だと思っていますので、なるだけ第３段階の改良なり完全復旧の部分のをうまく工夫しながら、水利権者等に極力負担がかからないようにしたいなと思っております。ただ、きょうは傍聴もされていると思いますので、今までやった部分とこれからやる最初の改良の部分については今のルールがどうしても適用されますので、その関係者の負担というのが発生してくるというふうに今理解しております。そして、本格改良の部分だけはそうならないように工夫できないかなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

ありがとうございます。

これからいろんな改良をしていく作業で、水利権を持っておられる方の負担が多くなれば、やはりそこでも返事がしにくい部分が出てくるのかなと思います。この改良については、構造設計の見直しや工事費の捻出とか、根本的な設計の見直しも出てこようかと思います。そういった工事に至るまでの金の捻出、先ほど町長も言っていただきましたけど、県との協議が重要になってくると思います。そういったもので、国や県の補助金は期待できますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

復旧と改良になってくると補助金の種類も違いますので、その辺も含めて、うまく乗り継ぎみたいなことができないかというふうな、そういう形のことを今まさに考えているところでございます。また、水利権者の方々との相談も必要だと思いますので、その辺をうまく、みんながウイン・ウインというか、安心できるような形になったらいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今、下流から見てもブルーシートがあつて、全面的に基山のまちから見えてきます。あれを見ると痛ましい面もありますし、逆に言えば怖い面も感じております。そういった意味で、町長が改良という言葉を使つていただいて、とにかく安全になるもの、安全を考慮に入れたもので前に進みたいということについては、非常に感謝を申し上げます。ぜひとも頑張つていただきたいと。

建設課のほうにお伺いします。

(4)の質問に関連するんですけれども、(4)は運用の廃止を決定した場合の話なんですけれども、管理者が運用の廃止を決定されれば、町に移管にしてもらい町で管理するとの回答が(4)ではありました。協議の内容によっては改良の構造や形態が変わってくると思っております。今現在、耕作面積が減ってきておるということであれば、必要量の確保を考えれば、今みたいな高い、まして、下流のり面が少し立っているようなため池になっておりますので、こういったものが少し安定性のあるものに変えられていくのかなと思いますけど、建設課長はどう思われますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

運用の分はまだ調整中ですので、技術的なお話としてさせていただくと、当然ため池は自然の地形を有効に生かして、取水口を人工的というのが一番強いというふうに言われておりますので、今、実際、大きいがゆえに大型盛り土の部分もございますが、縮小になれば山手のほうに動く可能性もありますので、そういった意味では強い形でのため池にも変えていくのじゃないかなとは思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

最終的な復旧形態というか、改良形態にもなりますけれども、今後のいろいろな協議とともに検討されていくのかなと。まして、最終的には町長判断でどういった形態をとっていくのか、予算的なものもあわせて判断していくのかなと思っております。

私個人の意見を言わせていただければ、原形復旧は今後、同規模の豪雨や地震災害とあわせて起こらないとも限らない、確信できないという現状があります。そういったものでは、ため池下流域の町民の方の人命や財産の確保が担保できないということがありまして、決して選択してはならない判断かなと——町長と同じ考え方はあるんですが、思っております。

そのような観点から、現状を踏まえてこの後の議論に進みたいと思います。

次に、(2)の設計最大洪水流量に対する安全性の確認についてですけれども、改良するということで、今後の協議で安全性の確保を行うために設計の見直しが行われると思いますが、そういうことで現状のため池の確認は必要ないと理解しましたが、それでよろしいでしょうか、建設課長。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

内容が変われば当然基準も変わりますし、改良で扱う場合は新しい基準で行いますので、その点は十分安全なものになっていくんじゃないかと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

私は現在の余水吐というか、洪水吐と言ったほうがいいんですかね、洪水に対応するものが大きいので。洪水吐の断面が、私自身の感覚ではちょっと現在のものは小さいのかなというイメージがあったんですけれども、調査されて、今回の雨でも堤体に影響なく流下できたということで、安全性が確かめられたような報告も受けておりますけれども、個人的にはそういうふうには思っておりました。

当ため池が昭和28年の豪雨により、鳥栖方面、現在のアウトレット側に決壊したと。このときの決壊の文書を見ますと、どうもパイピング現象が起きたのかなと。要するに、浸透水、堤体内を浸透する水が流れることによって堤体の土石が入って、最初に噴出孔ができて、頭が下がって上から決壊というふうな文章に受けとめたんですけれども、そういったため池は昭和初期以前のものが全国でも多いということで、江戸時代から昭和初期ぐらいまでにつくったものが非常に多いということで、現在のように土木技術——技術はあったとしても管理された技術ではない、そういったもので築造されている安全性の高いものではない。

ただし、今回の亀の甲ため池については一度被害を受けたということで、その後に改修で
すかね、全面的にある程度、貯水側に張りブロックを張ったとか、いろんな改修をされてお
ります。そういう点では、よそのため池に比べると少し安全性は高いのかもしれませんが。そ
ういった評価かなと思います。

ため池の決壊ですが、豪雨災害で浸透破壊、先ほど言いましたように堤体の中を水位が上
がったために圧力で抜けてしまう。土ですから、土砂を流して壊れるというのが1つありま
す。

それから滑り破壊ですね、今回、下流側が滑っていますけれども、普通は上下して、上流
側が滑るというふうなことが結構多いんですけれども、堤体自体が滑ってしまっ壊れると。

一番危険性が高いのが越流破壊、堤体の上を流れる。これは土ですから容易に流れてしま
うということです。

そういった破壊と、プラス地震時、これは昨年報告があった、東北震災とかいろんな地震
があつていますので、全国でも結構点検された項目で、地震のチェックをされていると思う
んですけれども、地震時については、含水比が高くなると揺さぶられて液状化を起こして、
ちょっと堤体が下がった形になって越流を招くというふうなことがあります。

そういったことがありまして、設計する場合は最大洪水量の算定を、まず、どれぐらいの
水を流さないかんかという設計の基準がありまして、土地改良事業設計指針では、設計流量
を200年に一度起こると推定される200年確率洪水流量に、さらに安全性を高めるために2割
増していると。これはまさに大きな洪水が来ると越流破壊されてしまうということのあらわ
れで、そういった高い基準を設けておるということになりますので、今回ちょっと心配した
のは、断面が小さいと越えられてしまうなど。だから、こういった意味も含めて、私は原形
復旧ではちょっと心配だなと。今度新しくつくるのであれば、改良ということですから、
そういったことも十分クリアするようなものをお願いしたいなと思っております。

そういったことで、次の質問に入ります。

(3)の上流周辺斜面の状況調査についてですが、これはちょっと質問の文章が少しわかり
にくかったかなと思います。意図したところでない部分も答えられていますが、ため池の上
流域は、現在出されているハザードマップによると、土石流特別警戒区域のレッドゾーンが
上流にあります。そのレッドゾーンを含む全体が土石流警戒区域となっている箇所に、まさ
にため池があります。

今回の雨で左岸側——上流から見て左側、下流から見て右側ですね、今ブルーシートを敷いている右側の斜面の地山が表層滑りを起こしています。こういった状況がありますが、幸い、土石は池まで崩壊は来ておりません。だからよかったんですが、上流域の地山の斜面が今回の6区の斜面みたいに崩壊した場合の心配があるんですが、今回の豪雨を受けて上流側の状況はどうだったのでしょうか、担当のほうをお願いします。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいました亀の甲ため池の左岸山腹ですね、この部分と、ほかに上流の分につきまして調査をしたところ、林道岩坪線を少し上りまして右側にお寺がございます。そのお寺を過ぎたところの山林というか、その山腹が崩壊しておりました。まだ川とか、そういったところまで流れ込むことはしておりませんでした。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

担当として現地の調査をされて、今現状では一部、上流域でも土石の崩壊はあったけれども、河川部にまでは達していなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

そのとおりでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

上流域で、今回6区の丸林地区のような土石流が発生した場合、土石流の、要するにレッドゾーンの区域ですから全くないとは言えないんですけれども、最悪のことも考えながら今後の検討はしていただきたいという意味で言っております。

そういったことが起きた場合には、土石流はまず最初にため池に入ってきます。ため池まで流れてくるというふうな状況も考えられるわけですね。というのは、地山が崩れてちょっ

とした天然ダムができ上がったと。それが、水が上流域でたまっていかに下流側に流れていくと。だけれども、ため池があります。だから、一旦ため池は受けとめようとする構造にはなっている格好なんです、果たしてそれでいいのかというのがあります、そういったことが起きますと、一度に大量の土石流がため池の水の中に入ってしまうということで、越流——越えてしまう、そのときに破壊が起きる危険性が高いということになりますが、そういったことは考えられませんか、建設課長お願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、なかなか災害は予測できないものでございますが、ただ、先ほど言われました上流からの土石流という過程については当然考えられる分はあるかと思います。ただ、私どもはそこで、上流のほうに住居もございますので、治山とか、土石流を緩和する、威力を抑えるというような対策も可能ではないかと思いますので、県事業でされておりますので、そういった要望を続けながら上流側の地形の安定も図っていくというふうに考えて、そういった要望も考えられるんじゃないかと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ぜひともそういった協議をお願いしたいと思うんですが、きょう木村議員も質問されましたけど、土石流の危険地域、レッドゾーンを含むようなため池はないのかという質問がありました。まさに亀の甲ため池はそういった地形の場所にあるなと思っております。実際、一度被害を受けた池で、そちらの方面には今回は流出の危険性はなかったんですけども、非常にそういったことが懸念されるため池だと認識はしていただきたいなと思います。

また、今回のように水がある程度満水の状態になっていますけれども、この状態でそういったことがもし起きてしまえば、左岸側のあの土石崩壊がもうちょっと大きければ水面まで達するといったことになる、やっぱり決壊は免れないのかなと思いますので、そこら辺は今後、頭に入れていただきたいと思います。

そういったことを含めて、改良するための設計にはそういったことも考慮できないかどうか、建設課長、意見として出せるかどうか、お願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まだ現在は、ため池は第三者の所有でございます。そういった将来的な動向まで見まして、受益者の方なり地権者の方なりと協議をさせていただいておりますので、現時点では、まだその方向性がない中では、ちょっとここでの答えは難しいものと思っております。

ただ、1つ言われるのは、今言われるように現在のリスクを落とすと、要は今のリスクを落として安全な方向へ向けていくというのは、当然そういう考えは持っておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

きょう言っている内容は、確かに想定論の話だから答えはやりにくいかとは思いますが、今後協議していく中、また設計とか見直しをしていったりすることがあれば、そこら辺のことを頭に入れていただければ、私は一つの成果だなと思っております。そういったこともあるんだなということを理解していただければ結構だと思っております。

私はゼネコン時代にコンクリートダムを数カ所やってきましたし、土でできたアースダムというのは均一性の土でできたものですが、これはやったことはありません。土石、土や石でつくったロックフィルダム、これは福岡県甘木市にあります寺内ダムですね、皆さん御存じだと思うんですけど、ここには従事したことがあります。こういった築造に18年間、ゼネコン時代に勤めたということと、建設コンサルタントで県の方とかダムセンターとか、国の機関とか、そういったところでも協議したりしてきたことがあるんですが、いずれもダムの場合、ダムの決壊とか起きたら、ここで言うような事故の状態にはなりません。日本のダムは絶対に壊れないという気持ちでつくっておるような設計になっています。安全率も4倍とか大きな数字を使っています。

そういった中でも、ダム周辺の斜面の安定ですね、どこのダムでものり面工とかやっていると思うんですけども——押さえてですね、絶対にダム湖に土砂を流さないというような設計をされています。そういった現状がありますので、ため池とはいえ、非常に堤高が高いため池です。だから、危険性も高いということなんですが、そういった今の状況では私は個

人的には不安を抱えておりますので、そういった目で担当者の方は点検されたりするときは見てほしいと思います。

では次に、(4)の管理者が運用の廃止を決定した場合について質問します。

(1)の質問の続きですけれども、運用の廃止とか管理の移譲のみでなく、関係者との協議や、当然了解が必要だと思います。ため池そのものを町有地化して、より安全な改良計画はされないものでしょうか。

例えば、耕作者が少ないのであれば、その分の貯水量を、先ほどから言いましたように、利権者の方にすればとにかく水は必要なわけですから、だから、そういった水は当然確保する設計で、なおかつ、堤体を上げないで低くすれば安定性は増します。低くした形にして、なおかつ、私の気持ちですからちょっとあれですけれども、下げた分だけ広場ができたりしますので、町有化できるならば駐車場をつくったり公園用地としてやると。まして、あそこは上流域が桜の名所ですよ。こういったものの付近に、ダム上流湖面に広場をつくって、桜の名所として継承していくとか、また、基山町民の憩いの場ということで、非常に協議が難しい部分かもしれませんが、親水公園を設けていくとか、そういったことを考えてもらえればなと思って、今、発言しております。

豪雨時の遊水地の機能ですね、これは当然、下流側の人の財産を守るためには、機能はちゃんと確認しながら、そういったことをしていただきたいと思うんですが、町長この点についてはどう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどから何度か申し上げているように、みんながよくならないといけないので、その中には町の財政的なものも考えなければいけないと思っているので、今言われたような感じでやるとしますと、町の出費ばかりになってしまいますので、そこら辺は逆に言えば、町にもプラスになるようなことも含めて考えていかないと長続きはしないかなと思います。

まずは安全が第一で、あとは全体のバランスがとれて長続きするような形ですね、水はずっと使っていただかなければいけないわけですから、何年かでそこがなくなるわけではないので、そういうことも含めて慎重に、そして可及的速やかに、地権者の皆さん、そして水利権者の皆さん、ほかの関係者の方と話を進めていくということになるかなというふうに思っ

ております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

町長の立場も、私ども議員の立場も、基本的には変わらないというところで考えると、確かにそこら辺のことを総合的に見て町長は提案されて、私どもはそれを確認していくというふうなことになるかと思いますので、とにかく安全なものをつくっていただくというのを基本にやっていただきたいと思います。

(5)で、自然災害か人災なのかということで、これは決壊が起きてしまった時の話、これも想定論の範囲を外れませんが、頭に入れていただきたいなというところがありまして、質問に入ります。

もちろん管理や運用が十分されていれば、お答えでもありましたように、これは自然災害だとみなされると私も思います。だけれども、下流域にはやはり被災される方が出てしまう、また人命を奪われたり、家が倒されたとか、そういったことが起きてしまうと、これは自然災害だと片づけられるのかなと。逆にそういった方がふんまんする状況になってしまうのかなということもありますが、こういったことは心情としての話になりますけど、町長はどう思われますでしょうか、もしそういったことが起こったら。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回も現実に緊急の水の流れをつくったがゆえに大量の水が入り込んだような地域もあっておりますので、そういう意味でいうと、人災か自然災害かというのは、難しいところはあるのかもしれませんが、ただ、現段階の亀の甲ため池としては、まさに地域が一体となって守っていつている池でございますので、それは自然災害で、今回の豪雨が何十年に一回ということだったので、起こっているというふうに理解しているところでございます。

ただ、それに甘えることなく、何十年に一回がまた次いつ来るかわかりません。来年来るかもわかりませんので、そういうものに可及的速やかに対応できるような、そういうことを考えていかなければいけない。そして、そのときに関係する人たちがみんな、ある程度満足できるような形のものにしていかないと、それはここの地域の町民の皆さん以外の、町全体

の町の税金を使う話でございますので、町全体の方々も納得いただくような、そういう計画をつくっていかなくちゃいけないかなというふうに今考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

きょう木村議員のときにも町長のお答で、水利組合が非常に献身的に日ごろの報告から、今回の状況も逐次、町役場には報告を入れて、なおかつ相談もあったということの評価を話されておりました。そういったことから考えれば一生懸命やっておられると。また、きょうは後ろのほうにもその関係者の方が来られていると思うんですが、そういった状況もあります。

その中で、営農者の方が非常に高齢化しております。そういったところで、草を刈って異常を確かめたり、湧水がないだろうとか、日ごろの日常の管理ですね、これは今まで大分できてきたと思うんですけれども、今後が心配されます。また営農者の方の若返りがあれば、そういったことが十分に管理できるのかなと思いますけど、そういった問題点等は担当としては聞こえていませんか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、亀の甲ため池の管理を、水利組合のほうでも異常気象時における安全点検等も行ってもらいながら、また、水位のほうも一定レベルで設定をしてもらって、余計な水をためないようにということで維持管理のほうを十分されてあります。また、草刈りとか、ため池水路の泥揚げ、管理のほうは十分されてありますけれども、維持管理をされてある方が非常に高齢化されております。

ただ、今後また農業は農業として一生懸命やっていかなければいけないということを聞いていまして、担い手の育成、そういったところはその地域の中で話し合いをされて、また後継者の方もあらわれてきているということを聞いているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

全国のため池が決壊したとかいう事例も出てきておりまして、そういった中では、決壊が起きてしまうと訴訟の話になったりしていることもちょっと目にしたりしております。管理や運営によっては人災と見られることも多いのかなと私は思いますけれども、管理者の高齢化等で日常管理に影響も出てくるのかなという気もしております。そういったものに対して、ぜひとも管理をしていただきたいし、いい方法があったら今後の協議の中で見出していきたいなと思っております。

では、次の質問に入ります。

次は、(6)の管理者のやっておられるコイの養殖についてです。

回答は、町に移管するための条件としてコイの養殖を廃止してもらいますという返事でしたけれども、回答を逆にとれば、廃止しなければ町は何ともできないということになるのでしょうか。これも町長よろしいですか。きょうはいっぱい……。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いや、コイぐるみ町に寄贈されるということであれば、それも選択肢かと思いますが、年に一回は完全にあそこの水は抜かれているというふうに聞いておりますので、そのときにはコイは恐らくどうかされていると思いますので、私自身はコイに関してはそんなに、余り大きな問題点という認識がちょっと薄いところではあるので、コイの話なので、これからどうなるかというのはあれですけど、いろいろまた地権者の方、水利権者の方とお話ししていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

コイが問題じゃないんですね。私が問題視しているのは、要するにコイですから、ある程度一定の水位も保ちながら、酸素の量も必要でしょうから、下げると酸素量が減ったりして、ぱくぱくなくなると思うんですが、そういったことを考えると、梅雨時期でも、農繁期が終わってでも、高い位置で水位を保たなきゃいけないと。

ところが、ダム自体が、先ほどから言いますように高い位置で保つとパイピング現象の状況にもなるし、地震で揺さぶられれば危険な状態にもなるし、雨が降ったら一度にまた上が

るわけですから、決壊のおそれが高いということで、私は個人的にはそれはやめていただきたいなと思っております。

ただ、協議が必要な部分でありますし、今回の豪雨で一番心配したのは組合の方だっただろうと思います。やっぱりあの状況を見ると、生きた心地がしなかったんじゃないかなと察するところもあります。そういった面では、現地でお話ししたときは、やめたほうがいいですよということは簡単に言いましたけれども、収入減の問題もありますし、一概に言えない部分はあるなといったこともありまして、そこら辺は十分留意して組合員との協議を続けていってほしいなと思っております。

次に、(7)の交通規制の根拠についてお伺いします。

今回の豪雨で交通規制をかけたということで、これは県道ですね。そのときに基山町内では大変な交通混雑が起きました。そう言いながらも、私個人としては賢明な判断だったなと。非常に危険な状態だったなと思しますので、そういうふうに県と協議して県で決定したと、管理者が交通規制をかけたということは、結果は何もなかったことですが、もしあったことを考えると賢明な判断だったなと私は思っております。

しかしながら、災害の予想範囲ですね、これはどなたが判断されたかちょっとわかりませんが、今のハザードマップであの場所が決壊したときにどういうふうになるというようなことは根拠づけられていますでしょうか、総務課長お願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

土石流とかが発生したときに、どのあたりまで影響があるかということの御質問だと思いますけれども、特にどの範囲までというような想定をしている分はございません。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

危険性を感じたということでの判断だろうと思いますけれども、どういった根拠づけがあったのかなという思いでちょっと質問しました。

ため池の決壊の危険性がありますよと、危険性が高まった、多分のり面がずり落ちた状態で連絡があったのかというのはちょっとわかりませんが、役場には何時ごろその情報が、ど

なたから入ってきたものでしょうか。——これは個人名じゃないです。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

たしか18時前後ではなかったかと思っております。現地を見に行ったときに、まだ外はほぼほぼ明るうございましたので、そういった中で御連絡をいただいて、現地を見た段階では、結果的には表層が滑ったということではあったんですが、その当時でいくと、その当時の雨量の状況とか、そういったことを考えると、非常に崩壊の危険があるという判断をしたところで、県のほうにも御連絡をしたところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

それは地域住民の方からでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに水利権者が見て回ってあって、結構早目のときに第一報があったんですよね。そのときには、まだ正直、そんなにすごいことじゃないだろうというのが、あれよあれよという間にどんどんひどくなって、次の日になったらこれはとてもじゃないみたい、そういう感じだったので、そういう意味じゃ、本当にいろんな方から大変だということで御連絡をいただいた記憶がございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

時間的には17時ごろと、ちょっとあるもので見させていただきましたが、その時間は問題ないとして、私がちょっと心配した面は、今回、一報を入れた方、いろんな方が見られて危険を感じてということですから、情報網は確かだなと思っております。危険予知をしていたわけですから、それから役場が動いて避難指示を出していったという時間の流れと思います。

私がここで提案したいというか、改良されるダム、されるとして、池、こういった形でどういった規模になるのかわかりませんが、同規模の形の高いあれでは、全く危険性が免れるということじゃないので、できれば監視システム、水位観測システムですかね、水位をただはかるだけではだめです。急激に、例えば1時間で1メートルぐらい上がったとかいうふうな雨と判断すると、これはこのままでいくと危ないとか、それとか、危険水位ですね、ダムの堤頂まであと1メートルぐらいしかないとなると危険範囲に入りますから、洪水吐の高さよりも上がっていると。こういったものが監視できて、テレメーターで総務企画課のほうに上がってくるようなものはできないのかなと。ちょっとお値段も検討されながらになってくるかと思うんですけど、新しく改良された中にそういったものがあれば、逐次、職員が心配になって見に行ったり、当然テレメーターになれば確認作業も必要だと思うんですけども、そういったことができませんかということで、総務課長お願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然、技術的には可能なわけございまして、設置は、技術的には可能だと思いますけれども、今後改良していく中で、こういった形でため池を改良、改修していくかという、その状況によって、監視カメラというか、そういったものまで必要なのか、必要であれば、そういったところも当然設置をしていくべきだと思いますけれども、技術的な工法なり、そういったことを検討していく中で最終的に判断をするということになるのではというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

それでよろしいかと思います。よろしくお願いします。

今回、避難指示が出されたわけですが、時間的には避難指示は19時ぐらいと聞いております。ということは、学校側としては下校時間はもう過ぎている時間ですけど、クラブ活動とかはあの雨じゃやっていないのかなと思いますけど、中学校ではどうだったのかなとか、いろんなことが考えられるわけですが、これが夕刻でなくて下校時に、例えば基山町から亀の甲ため池が危ないというふうな情報があって教育長のほうに話があった場合に、学校

にはどのような指示を、教育長、想定論ですけれども、されますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど午前中、大久保議員にお答えしたように、要するに人的被害が想定される場合には学校にとめ置くという措置を当然とると思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

今度は時間を変えていきます。避難指示が出ましたと。子どもは学校にとめ置いたと。連絡がその家庭に行くのかどうかちょっとわかりませんが、避難指示が出ているから家族は避難したと。またちょっと時間を変えると、今度は帰ってきたけれども、家族はいなかったとか、いろんなことが想定されるわけですけれども、学校としてはそういった場合はとめ置くということによろしいですかね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

もちろん第一に安全を確保した上でとめ置いて、さらに保護者にお迎え、あるいはお渡しする場合には、ちゃんと確認した上でどういうことになるか、もちろん数が少なければこちらのほうで送迎するということも当然選択肢の中には入ると思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

教育長にもう一点。学童の通学ルートとため池のところですが、決壊した場合にどの部分の通学路が危険になるとか、こういった方向に行ったらいいとかいうふうなことは理解していますでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

申しわけありませんが、きちんと把握はしておりません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

ありがとうございます。

それでもう一つ、これは総務企画課のほうにお願いしたいんですが、県道137号線、これは大興善寺に向かう基山平等寺筑紫野線ですかね、これはかなり下流側の範囲にあります。こういったところの交通規制は、もし決壊と予測されたときには必要ないでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それは亀の甲ため池が決壊したときということでよろしいでしょうか——の答えということ。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

かなりの確率で決壊するであろうと思われる状況、今回の状況よりもうちょっと進んだ状況とってください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

亀の甲ため池が、もし今、議員おっしゃったような形で決壊をしたときということで、実は決壊のおそれがあるという——被災をした翌日に、国土交通省の職員、それから国土交通省からTEC-DOCTORということで、九州大学のほうから２名、大学の先生にお越しいただいて、現地を調査していただいたところでございます。

そういったときに、正確な数値を出されたわけではございませんが、目の子の自分たちの経験値からいくと、今おっしゃった県道の筑紫野平等寺線までは水は行かないであろうと。ですから、(8)番の質問の中でいけば、一度、皮籠石のほうに上って県道を下ってくれば安全ではないかなというふうに私としては考えておったところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

確かにあの道は２区につながる重要な基山町とのパイプの道ですよね。だから、ここを通行どめにするという判断は非常に難しくなるかなと思いますけれども、そこら辺の根拠というのがちょっと曖昧だなという気がしております。

いろんな人に聞いてみました。すると、大抵の人がここまでは来んやろうと言う人が結構おられます。ただ、私個人的には、壊れて最初に来るのは水かなというような気がして、土砂を運んでくるのはもうちょっと下がった時点でござり——。そうすると、最初に流れる水、決壊してどんどん流れ出すやつの量は、結構遠方まで行くのかなという気がしております。水位が上がったりですね。例えば、ため池の決壊によって流水があった場合に、浸水域が50センチぐらい、膝もとぐらいのときの流速が1秒間に1.5メートルぐらい、または、腰の高さ、1メートルぐらいのときに毎秒50センチぐらいの流れがあると既に避難不可能と、大人の人でも避難不可能というふうな状況になります。それがどこら辺に来るのかというようなことも、やっぱり情報として知っておきたいという気はあるんじゃないかなという気がするんですけども、また、管理する側としても必要性はないのかなと思っております。

（資料を示す）ここに農林水産省農村振興局防災課の「ため池ハザードマップ作成の手引き」というのを、これはインターネットでとれますけれども、こういったものがあって、今回、西日本豪雨で、広島県は日本でも２番目にため池の保有が多い県ということで、1つだけ例でとってきたんですけど、安芸郡熊野町では既に作成されていると。全国的に調べても、結構市町でやっているところもあります。ハザードマップ作成の手引きによると、これを整備するのは市町村だと書かれております。それをサポートするのが県だということになっておりますので、この必要性がなければあれなんですけど、今かなり簡易ソフトもできていて、そういった範囲ですね、水であればどうか、上流側の土砂の条件は要りますけれども、ハザードマップが整備されているということがあるんですけど、この点については町長どう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと油断しておりました。そうですね、6つある中の、やっぱり一番危険性が高いのが亀の甲ため池だというふうに思いますので、先ほどの九大の先生の話の続きをさせていただくと、最悪は17号線を越えて三ヶ敷まで行くかなぐらいの話だったんですよね。だから、そういう意味でいうと、亀の甲ため池についてはそういうシミュレーションもやんなきゃいけないと思いますが、今はどちらかというと早く先ほどの改良を進めていって、そういうものの準備が必要ないぐらいの安全なため池にできたらいいなというふうに思っております。ただ、それにもし時間がかかるような形になれば、おっしゃるようなことについてもまた検討したいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

専門家に頼んだりすればお金も当然かかるわけですがけれども、水の流れとか土砂の流れというのは、水が土砂を運ぶわけですから、そうすると、地形データを入れると、こういった方向に流れるというのはある程度、重心位置で流れていくということで、河川の形とか関係なしに、地形の低いところを崩壊土は流れていくということを考えてすれば、そこに通学路があるのかとか、先ほどはそういうことで質問したんですけれども、通学路があったり、交通の要衝があったり、町民会館に避難しなさいととったけど、ため池がもし壊れるような直前の状態だったら、そこも通過しちゃいけないわけですね。だから、通行どめもせないかん危険性もあるわけです。

そういったことが今後の防災で生かされていかなければいけないなという点では、情報としては知り得ることが必要じゃないかなと。町長言われるように、今、復旧、改良に向けての話し合いの真っ最中で、時間的な余裕は多少はあると思いますので、そこら辺は今後に向けて検討していただきたいなと思っております。具体的な形で、また下流域の住民の方、そういった状況のときは、例えば2区の方に逃げなさいと、2区公民館に避難してくださいとか、具体的な指示が出せるんじゃないかなと。また、今まさに地域防災の訓練とかやっておりますけど、そういった話が具体的にできていくんじゃないかなと思いますので、そういった点も考慮して、再度、総務課長どう思われますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かにそういった準備をしておくということは、し過ぎてし過ぎることはないと思いますので、こういった形でお示しをしていくのかという部分を含めて、少し研究させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

いっぱいホームページには出ておりますので、今、世間の情報ですね、ため池が35万個あると言ったですかね、全国的に物すごい数があるわけですね。決壊しているところもあります。かなりの住民が住まれている上にため池がある場所も、ここ以上に危険な状態のところもありますので、ハザードマップというものが今、叫ばれているという形になっております。そこら辺もおいおい研究していただいて、整備していただきたいなと思っております。

昨年９月の定例会でも、一般質問で６区の土石流災害を想定して、避難勧告や避難指示、また早期避難の重要性を議論してまいりましたけれども、まさか１年後に実際にその災害を体験するとは思いませんでした。この災害で被災者が出なかったことは、役場の避難行動を促す連絡とか、地域の日ごろの話し合いや当日の住民の行動が的確であったのかなと、結果的にはそう思います。

何度も言いますが、亀の甲ため池は本当に危険な状態でした。いつ何どき災害が起きるかわからない状況で、事前に問題点を解消して、地域や家族での話し合いの中では、まず避難をと、これを掛け声に、そのときの対応を話し合うことが非常に重要なのかなと思っております。そのことをお伝えしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（品川義則君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩いたします。

～午後３時30分 休憩～

～午後３時40分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の大山勝代です。きょうの最後で、皆さんお疲れかと思いますが、どうぞおつき合ってください。傍聴の方、お忙しいところお出かけいただきましてありがとうございます。

今回の私の質問は2項目です。放課後児童クラブに通う全ての子どもが安心・快適に過ごすためにと各行政区公民館の運営支援策についてです。

それでは、早速質問を述べていきます。

1の項目です。

7月でしたが、厚生産業常任委員会での所管調査で、ひまわり教室とコスモス教室の支援員との懇談をさせていただきました。新しく開設したひまわりC教室で行われましたが、そのときの所管調査報告書も提出されています。そして、支援員との話し合いの後、私はひまわりとコスモス、2つの教室に伺い、施設の環境、設備などを見させていただきました。そこで支援員からまたお話を聞くなどして、今回の質問に至っております。

基山町の放課後児童クラブの開設は40年以上前ですね。鳥栖市と比べても早かったと記憶しています。以前は初めに違うところであって、私が記憶が新しいのは旧中央公民館で行われていました。コスモス教室もそれからできて、利用する子どもの増加、また、6年生までの延長などで今日に至っています。2つの教室とも学校の敷地内にありますが、両方を見比べたとき、私はコスモス教室が幾つかの点で不備、不都合があると感じました。

そこで、具体的な質問をいたします。

(1) ことしコスモスB教室が使用されていないのはなぜですか。

(2) ひまわり教室とコスモス教室を比べたとき、老朽化した既存の教室や設備で、コスモス教室が不便や不備があると担当課で考えられているものは何でしょうか。

(3) コスモス教室では夏休み前の授業中のエアコン使用が制限されたと聞きました。暑いときエアコンが使用できないのは子どもたちにとって過酷です。電気系統を若基小学校からの分離はできないのでしょうか。

(4) コスモス教室の施設設備の充実のために今後どう改善されるお考えですか。

(5) ところで、小学校での特別支援学級在籍の子は、少人数での学習が保障されていますが、放課後児童クラブでは、配慮を要すると言われる子も一緒に受け入れられています。そ

の対応のための人的配置はなされていません。そのことについて現状をどう受けとめられていますか。

1 項目めの最後です。(6)支援員の不足が全国的な問題です。町としては現在足りていますが、今後の待遇改善の施策についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2 つ目の項目です。

今、町が推進している介護予防事業など、以前から見ると各行政区公民館での活動が活発になってきていると思います。町や社会福祉協議会主催の事業を行うとき、その充実のために各行政区への支援策は何があるのでしょうか。

そこで、質問です。

(1)町や社協が行う事業で各公民館で場所の提供をしている事業は何がありますか。

最後、(2)その運営のための支援策はどう行われるつもりでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の一般質問にお答えします。本日最後で、きょうはずっと防災、災害の関係が多かったので、また新たな気持ちでお答えさせていただければというふうに思います。

1、放課後児童クラブに通う全ての子が安全・快適に過ごすために。

(1)通常、コスモスB教室を使用していないのはなぜかということでございますが、コスモス教室については、お預かりする児童の数が40名程度となってきたため、支援員の方とも協議し、本年度に入ってから通常は中庭に近いA教室のほうを使用しているところでございます。夏休みやお預かりする児童がふえた場合などはB教室も使用しているところでございます。

(2)ひまわり教室と比べたとき、コスモス教室の老朽化した既存教室、設備で不便、不備だと考えるものは何かということでございますが、若基小学校の校舎を使用していることから、若基小学校の老朽化に伴い、ひまわり教室に比べると設備面の古さや使いにくさ、トイレがA教室内に設置されておらず、共同トイレを利用するなどの不便があると認識しております。

ただし、放課後児童クラブ運営に必要なエアコン、水道等の設備、電話機、冷蔵庫、消火

器等の備品、本、医薬品等の消耗品については、ひまわり教室とあわせて、同様に整備しているところでございます。

(3) 若基小学校校舎全体からコスモス教室の電気系統を分離できないかということでございますが、コスモス教室の利便性を図るため、コスモス教室単独で電気が使用できるように、若基小学校校舎全体から電気系統を分離するように検討を行っています。

(4) コスモス教室の施設設備の充実のためにどう改善を図るかということですが、支援員の方の御意見や要望もお聞きし、財政面も考慮しながら、できるものから優先順位をつけながら施設整備の充実や改善を図っていきたいと考えております。

本年度は支援員の方の御要望で、外遊び対応を行っている支援員と連絡をとるためのトランシーバーをコスモス教室、ひまわり教室に設置しています。

(5) 小学校で特別支援学級在籍の子は、少人数での学習が保障されているが、放課後児童クラブでは、人的配置がされていないことをどう受けとめるかということでございますが、放課後児童クラブは、保護者の仕事、病気等により保護者が不在の児童を保育しており、学年が違う児童が集団で生活しています。

しかし、最近の実態では集団生活になじみにくい児童がふえておりますので、平成28年度から社会福祉士の方、平成29年度から臨床心理士の方を子育て支援ネットワークコーディネーターとして配置し、放課後児童クラブを巡回していただき、支援員や保護者からの相談に対応しているところでございます。

また、支援員の方の負担軽減、他の児童への影響等を考慮しますと、学校との連携を強化しながら専門の人材を配置することを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(6) 支援員の不足が問題となる中、待遇改善の施策はあるのかということでございますが、現在、通常期の登録支援員及び補助員は26名となっており、人員はほぼ充足しています。児童がふえる夏休みにつきましては、学校の協力を得まして、特別支援学級補助員等に臨時的補助員になっていただき、対応を行っているところでございます。

支援員の方の負担を軽減するため、昨年度から放課後児童クラブ担当の専門の嘱託職員を配置し、支援員の勤務調整、教室の集金業務、運営に当たってのもろもろの課題への対応窓口を行い、職場環境の改善を図っているところでございます。

これも支援員の方からの要望を受けまして、そういう方を新たに雇って、いわゆる子ども

たちに専念できるような体制をつくっているところでございます。

2、各行政区公民館の運営について。

(1)町が行う高齢者や子育て支援事業で、各行政区公民館での場所の提供など何があるのかということでございますが、高齢者支援としての通いの場に、子育て世代支援としてのてくてく広場、その他、多世代交流サロン活動など、町の施策に快く公民館を提供していただき、深く感謝申し上げる次第でございます。

また、サロン活動は区の行事として位置づけていただき、社会福祉協議会を通じて場所の借り上げ料として年間若干の金額をお支払いしているところでございます。

(2)その運営のための支援はどう行っているのかということでございますが、本年度から社会福祉協議会に、公民館での活動支援を中心に取り組んでいただく、地域活動支援コーディネーターを3名配置させていただいております。

この3名の活動により、町民が集う場所としての最小単位である各区公民館活動の活性化を図っていくことが、町全体の活性化につながるものと考えているところでございます。

また、公民館で取り組んでいる活動に対する備品等の整備に対する補助も行っております。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それでは、2回目の質問です。

コスモス教室の利用者、ことし40人ということですが、昨年度の利用者数がわかりますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

昨年度の利用者数でいきますと、平均になりますが、コスモス教室でいきますと、A、B合わせまして45名程度の平均となっております。平成29年度は45名程度の平均となっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

普通、40名が定数ということで、45名だったので、2クラス。ことしは40名になったので、1クラスでいいだろう。支援員の方とも協力してと先ほど町長が言われましたけれども、私にしてみたら、機械的に5人減って40人になったから1学級にしたよと。そして、支援員の配置も少なくて済むので、それ分、財政も少し減らせるしと思ってあるのかな。だったら、それは私としては疑問に思っ、これが今年度、もう9月になっていますが、それでスムーズな運営ができていいのかという疑問を持っています。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

答弁にもございましたとおり、本年度に入ってから40名程度と。議員御指摘のとおり、40名程度が基本だからというところで1クラスに機械的にしたんじゃないかという御指摘なんですけれども、これは分けるに当たっては支援員のほうと協議をしたというふうに聞いております。支援員のほうからも1カ所に集めたほうが非常に保育をしやすいということで、ここは協議の上で1クラスにしたというふうに聞いておりますので、決して機械的に1クラスにしたわけではないというふうに御理解いただければと思います。

また、40名程度で普通は法律的に基準的には2名の支援員のところを、今、3名の支援員の方で保育のほうをしていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今、配置が3人体制でされているということですね。そしたら、私が2名で大変だろうなと思うことについては、少しは緩和されていると受けとめていいですね。わかりました。

あとの5項目の質問につながるのですが、この40人の子どもの中に特別支援学級に若基小では在籍している、そういう子もいますよね。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

いらっしゃると認識しております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

多分、単数ではなくて複数だろうと思いますし、その子に対応するのが大変なのかなと私としては思いながら、6年生はいませんから1年生から5年生までで、異なった学年での40人。それを今おっしゃった3人で、いろんなトラブルが今まで起こっているのではないかと思いますけれども、支援員からの報告ではどういう状態だったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そこも町長の答弁にございましたが、やはりそこに対しては非常に最近ふえていると。なかなか集団保育になじみにくいお子様もいらっしゃるというお話のほうは伺っております。

そういうことなので、まずは集団保育になじめなかったら、放課後児童クラブのほうではやはり集団生活というのが原則になっておりますので、そういうなじみにくいところがあるのであれば、やはりそこは専門家のほうに見ていただくことが必要ということで、支援員の方も御相談していただくための子育て支援ネットワークの方として社会福祉士、臨床心理士の方に定期的に訪問いただいて、今、その方にも話を支援員のほうから聞いていただくとともに、お子様の様子を見ていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

その子も大変ですけれども、私の経験では周りの子が落ちつかない状態になるんですよね。だから、それが問題だと思っています。

1学期の様子を見られて、2学期以降もA教室だけの開設と考えていらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

現時点では今のところA教室というふうに考えておりますが、B教室のほうもあわせて使用させていただいているところもあるので、そこはまた状況に応じて支援員のほうとも協議

しながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

子どもが複数程度いるということで、学習障がい等の子どもの対応については、あとの質問のところで再度お尋ねしたいと思います。

(2)の項目ですが、新しくできたひまわりC教室で厚生産業常任委員会が支援員との懇談をしたときのことです。私も含めて、その教室は支援員の目が行き届いて、とても子どもたちが過ごしやすそうな部屋だなと感心しました。コスモス教室の3人の支援員は玄関から入ってきた後、全体を見回されて、本当に目が点になったように驚かれていました。今、自分たちがいる場所とひまわりC教室との違いですね、環境、設備の違い。

新館と老朽化した教室との差は、どこかでは仕方ないのでしょうけれども、私はこれまでコスモス教室が後回し、ほったらかし、悪い言葉ですが、されてきたのではないかとあって、今回の質問ですが、不備、不便ですね、私は何回かあそこに行かせてもらって、気づいたことが幾つかあります。先ほど町長の答弁でトイレのこととか言われましたけれども、ちょっと箇条書きに言います。私の気づきですね。

まず、テーブルです。ひまわり教室はきれいな長机です。そこに座り込んで、いろんな活動ができる。それに対して、コスモス教室は教室で使われていた随分古くなった子どもの机、そののでこぼこですよ、高さが一定していないので。それを4つずつ合わせたテーブルができています。

2つ目、4つあるコンセントが3つ故障で、1つしか使えないそうです。

エアコンが水漏れをするということです。

ぐあいが悪くなった子が横になるスペースがありません。支援員が事務をするところに椅子を4つ並べていて、タオルケットがありました。

ブレーカーがすぐ落ちるので、ホットプレートが使えないということだそうです。

ひまわり教室はちゃんとした玄関スペースがあって、親のお迎えに対してきちんと複数で対応できます。だけれども、コスモス教室は出入り口が1カ所で、狭くて、しかも、そばにこのくらいの邪魔な四角いコンクリートがあるんですよ。そこが植え込みになっていたみたいで、あそこを子どもたちが押し合いして倒れたら、そのコンクリートでけがをするなど

私は思いました。

コスモス教室は全体的に構造上の欠陥があると思います。コスモス教室の——いや、若基小学校がプールから家庭科室、あの辺で運動場にも遠い、それから駐車場にも遠い。そして、AとBが行き来できない。

トイレが支援員の目が行き届きにくいところにあるというような幾つかの事です。

何とんでも、私が子どもがかわいそうだなと思ったのは、外で思い切りボール遊びなどをして遊べないということです。運動場が遠いので、支援員の目が届かない。中庭で遊ぶんですが、100円ショップであるような塩ビのボールですね、それをプラスチックのパッドで遊んでいたら、前の校長先生から禁止されたということです。そして、先ほども言いました迎えに来た保護者の駐車場がとても遠いです。若基小学校の玄関前ではなくて体育館の前なので、そこから歩いて200メートル近くあるのではないかと私は思いました。雨や雪の日、そしてまた、ぐあいが悪くなった子どもを迎えに来た親がおぶったりとか支援員がおぶって車まで行く、そういうことの事例がもしあるとしたときに大変さがわかります。

そういう幾つかの不備、不便ということを私は感じましたが、これをある程度町長も認めていらっしゃるので、今後、支援員への聞き取りをされて、施設設備の充実を図っていただけますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今いただいたいろいろな御要望の中でも、例えば、コンセントの問題とかというような問題と、また、大きな電気系統を別にするみたいな話もあって、やはりそこは財政面とかいろんな比較考慮が必要だと思うんですけれども、できるものからやっていくと。また、お迎えの問題もあったと思うんですけど、そこは運用面で安全に保護者の方にお子様をお渡しするというような責務が私どもにはございますので、やはり財政面、運用面、そういうものをあわせて考えさせていただきまして、子どもたちにとって使いやすいような児童クラブのほうにしていきたいというふうには考えています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

よろしくお願いします。

夏休み前、コスモス教室でエアコンが使えない状態になったとき、担当課としてはどう対応されましたでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

済みません、エアコンに関しましては、デマンドということで学校と一体の運営になっておりますので、そこは学校と合わせた運営のほうをしております。特にコスモス教室のほうで別途エアコンということはしておりません。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

いや、私が聞いたのは、例えば、暑くてたまらずにエアコンを使いよるけれども、学校の事務室のほうからちょっと切ってくれと言われたときの対応。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そこは学校の運用のほうに合わせておりました。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

わかりました。

先ほどの町長の回答で、若基小学校と電気系統を分離すること、私は無理かなと思って質問をしたのですが、可能ですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そのところは、やはり技術的には可能だと思います。あとは学校と一体となった運営になっておりますので、そこだけ本当に学校と切り離してできるのかということと、やはり分

離するとなると、分離するためのまず最初の工事費用、後々必ず電気代は上がりますので、電気代が上がるというところもございますので、そのところを含めた形で、もし費用が想定内、ちょっと今、幾らという費用までは積算していないのでわかりませんが、費用がそこまでかからなかったりとか学校のほうの運営で問題がなかったりすれば、分離して行うことで考えていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私は素人で、ああ、これは無理だろうな、ゼロ回答だろうなと思いながらでしたけれども、検討されてください。お願いします。

ちょっと突飛なことを言いますけれども、先ほど言ったように、不備、不便なところをずっと列挙しているときに私が考えたことですが、この際、コスモス教室を別に移すということは考えられませんか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

実は不便なことばかりに目が行くんですけれども、私も支援員の方と話をしたときに、学校と一体となった運営ということではいいこともあって、コスモス教室の支援員の方に聞いたら、学校に内線でつながることができる。何か問題が起きたら学校の先生がすぐ来ていただけるということで、コスモス教室で運営することの不便さばかりに目が向きがちなんですけれども、学校の教室を借りて運営するということは利点もあると思います。なので、ちょっと若基小学校の教室が古いので、そういう不便という点ではやりにくさとかはあるとは思いますが、そこは学校と一体となったところの利便性のほうにも目を向けて、少なくとも保護者の方たちがお仕事とか病気で保育できないお子様を保育するというようなサービスは若基小学校の空き教室のほうでもできると思いますので、今のところは別に移すということは考えておりません。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

プラス面もあるけれども、マイナス面が多いということを私は思っていますが、先ほども言いましたように、子どもたちが運動場を使えないという制限です。先ほど町長は外遊びの対応のためにトランシーバーを設置と言われましたけれども、確認ですが、本当に運動場は使えないのですか。

○議長（品川義則君）

使えない。どうなんですか。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、中庭のほうで遊んでいるというふうにお聞きしておりますので、本当に使えないかというのは学校のほうとも協議したいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

常識的に考えて使えないことはないと思うので、目が届かないとか、そういう理由ではないかと思います。

それから、さっきのエアコンの話はちょっと気になったんですけど、学校のほうからエアコンを使うなみたいな話があったんですか。それはちゃんと調べますね。そういうのは私自身は初めて聞きましたので。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

運動場を使えないというのは、以前に支援員から聞いて、私がこういう形で言っていますから、確かめてください。

本当に運動場が使えないということになると、幾ら支援員の目が届かないからといっても、それは間違っていると私は思いますが。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そこは現状と支援員の方の御意見、また、児童の御要望もあると思うので、そこは確認をいたします。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

お願いします。

私の今回の質問は、コスモス教室だけを見ていたならば、これが放課後児童クラブの現状なんだなと納得する部分があると思うんですよ。ですけれども、ひまわり教室とコスモス教室を比べる。基本的には、同じ基山町の子が、ひまわり教室は快適に過ごせる、コスモス教室は不便を強いられている、その差をやはり行政としては、担当課としては縮める努力を早急にさせていただきたいと思って、対応を期待しています。先ほどの課長の答えでも検討するということです、先に行きたいと思います。

この数年、ひまわり教室の利用者がふえてきて、A、Bでは対応できない、C教室を増設ということが大きな課題でした。これからはコスモス教室の環境整備に力を入れていただくだろうという期待をして、次に行きます。

先ほどもお尋ねしましたが、回答では集団になじみにくい子がふえていることについて、社会福祉士、臨床心理士を配置して巡回と相談に応じていると言われましたが、その方たちは、子どもが学校が終わってコスモス教室に来て、親が迎えに来るまでのこの数時間をその子のそばにおいてお世話をされているということではないですね。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

例えば、臨床心理士の方だと、お子様の様子を見て、そのお子様の様子についての専門家としての判断をしていただいております。そこに関しまして、保護者の方や支援員の方とお話をしていただいております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

集団になじみにくい子の対応をどうしたらいいか。今まで支援員が囲い込むというかな、そういう形でその子どもが居心地が悪い、そういうところを臨床心理士の人たちがこうこう対応したらいいですよ、そういうところに対応の仕方が変わって、お互いのストレスが

少なくなるということはあると思いますが、簡単にその子が、だからといって、そのコスモス教室になじめるということではないと思うんですよ。だったら、継続的にその子に対応するということが必要なのではないですか。それはコスモス教室だけではなくて、ひまわり教室もそうだと思います。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、ちょっと臨床心理士の方だけのお話をさせていただきましたが、必ずしも見て、相談に応じて終わりということではなくて、もう一人、社会福祉士の方も巡回いただいて、例えば、その子にとって必要な支援とか、学校につないだりとか、その子にとって、ほかの関係機関とか、どういう支援が必要かというような、その子に応じた支援については社会福祉士の方のほうにも見ていただいたりしているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それはわかります。その子にとってどういう支援が要るか。だけれども、現在、この子が親が迎えに来て帰るまでは、何回も言いますけれども、誰かがついとかにやいかんわけですよ。それがコスモス教室の3人の支援員では対応できないのではないかとということで、誰かが、それは加配と私の頭にはありますが、夏休みの朝、私はコスモス教室に用事で伺いました。今から朝の会が始まるころでした。しかし、なかなか始まりません。何分待っても。見渡すと、子どもたちはここで集まって待っているんですよ。だけれども、1人の男の子が棚の上に上がって、みんなの輪の中に入れない。支援員は呼びかけをする。でも、だんだん支援員の呼びかけがトーンが高くなっていくんですよ。最終的にという形で、周りの子を見ていると、ああ、またという何とも言えない空気が広がっていました。これが朝から続く。

これは私がつかの間、見た光景です。でも、これが日常化しているなら、やっぱり問題だと思いますが、支援員も頑張っていらっしゃいます。だけれども、こういう状態は子どもも、子どもというのは、その子だけではなくて周りの子ですね、それと支援員もストレスがたまって、支援員の疲れが、快適なところで過ごさせるのとは全然違う労力が必要になるのではないのでしょうか。こういう状態をどう考えられますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

その件に関しましては、町長の答弁のほうにもございましたけれども、やはりそのところは実態を踏まえて、他の市町でもそういう対応をしている市町もあるというふうに聞いているので、そこは調査のほうをさせていただいて、必要に応じて配置のほうも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

簡単にできるのかなと思いますけれども、それはいいです。

ところで、学校の特別支援学級に在籍している子で、放課後児童クラブには来ないで、放課後デイに通っている子はいいますか。把握されていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山小学校、若基小学校のほうで放課後児童クラブではなくて放課後デイに通っている子は、基山小学校で13名、若基小学校で11名おります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ああ、そうなんですか。私は特別支援学級から学校が終わって放課後デイに行くということだけが頭にありましたけれども、10人以上もということを聞いて、今、驚いています。

障がいのある子を持つ親がある時点で選択しなければいけないのは、入学前の支援学校に行くのか、地域の学校の支援教室に行くのか、普通教室に行くのかの選択がありますよね。その後、今度は放課後の過ごし方、自宅に帰って親が見るのか、クラブでお世話してもらうのか、デイに行くのかということで、今、デイに行くのが割とたくさん的人数なんだということがわかりましたが、基山町として、今、デイについてのいろんな問題があちこち出ていますけれども、支援員の言われた一言がちょっと気になっているんですが、放課後児童クラ

ブのそばにデイがあればいいのになという淡い期待がありますが、どうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず整理しますと、支援学級に行っている子のうちという縛りなんですけど、今、放課後児童クラブで結構問題になっているのは、昼間は支援学級じゃない子なんですけど、夕方から活発になるお子さんがおられるという、これも大きな問題なのも御理解ください。だから、その方は昼は普通学級でやっているのに、夕方だけ分けてやるのかみたいな話にもなるんですよ。だから、そういう問題があるということもまず御理解していただいた上に、支援学級に行っている人のうち、放課後デイと放課後児童クラブ以外の人もまだ相当数いるんですね。これは家かどうかという、そこの調べは多分まだどこもやっていないと思うんですよ。どういうふうに過ごしているかというのは、そこも私としては非常に興味があるということと、それから最後に、今言われた放課後デイに24人行っているんですけど、多分、基山町の放課後デイにはほとんど行っていないと思います。基山町に放課後デイはたくさんあるんですけど、恐らくこれは近隣の放課後デイに行っていると。これは想像です。私が今までいろいろ接してきた中で、わかれば教育学習課から教えてもらえと思いますが、意外に基山町じゃないんです。鳥栖市とかに行っているケースが非常に多いんですね。

だから、そういう中で、要するに近いほうが便利だと思うのは、支援員はそう思うかもしれないけど、親御さんは多分違う考え方があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこあたりは考えなきゃいけないですね。結局、送り迎えの費用が、また逆に言えば放課後デイのすごい収入源にもなるんですよ。だから、そういうこともあるみたいなので、逆に、基山町の放課後デイには基山町の子じゃない人たちが非常に多いというのも今の現実であります。モール商店街とかにありますけれども、この前、行って調べましたけれども、基山町の子は非常に少なかったですね。

だから、そういうこともありますので、この分野は本当に難しい分野でございます。さっきも言ったように、逆に言えば、みんなが特別支援学級にいるのかというと、そうでもない世界もたくさんありますので、そこら辺も含めて、複数の課にまたがる話なので、3つの課にまたがりますので、きちんと対応していかなきゃいけないんだろうなというふうに思っているところではございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山小、若基小の児童数、それから、クラブに行っている児童数で割合とかを調べたときに、とても高いんだなというのを思いましたけれども、今までのやりとりの中で、町長が言われた担当課は幾つもまたがるし、今からどう対応するかということに簡単には結論は出せない問題だと思いますけれども、基山町の子どもたち一人一人が快適に過ごせる、そういう行政としての手だてをとっていただきたいと思って、最後の質問に行きます。

支援員として長年携わってきた方の気持ちを聞きました。私たちは今の条件で頑張っているけれども、自分たちがリタイアした後、次の若い人たちが継続してこの条件のまま放課後児童クラブで働いてくださるのか、それがとても不安だとおっしゃいました。

職場環境の改善という点では、嘱託職員の配置がされて、本当によかったと思っています。待遇改善、手当面、給与面ですね、それについては改善はどう考えられていますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

現状、雇用に関しましては町の規定に準じてお支払いをしているところでございます。でするので、今後も町の賃金規定に基づいてということになるかと思えます。

ただ、県内の賃金の状況のほうを確認させていただいたんですけれども、基山町は単価でいくと県内では高いほうではございました。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

高いといっても、フルで働くわけではないですよ。何時間か、そしてシフトですから、1カ月の総収入としては、別で働いたほうが高いということを考えられます。だから、そういう面での特殊な仕事として、大変な仕事としてプラスアルファ、そこを町として英断していただければなと以前から思っていました。なかなかここはほげないのかもしれませんが、先に行きます。

少し前ですけれども、佐賀新聞に全国学童保育連絡協議会の事務局長の講演が採録されて

いました。今、子どもたちは、クラブの子だけではなくて全体的に、子どもから時間、空間、仲間、3つの間が失われている状態なんだとおっしゃった上で、その中で、先ほど言われた仲間関係が結べない子がふえてきている。このような中で、子どもたちの居場所を保障するということが何が必要か。それは何回も私は言いますがけれども、最大のここにおいてよかったという心地よさ、落ちつきを感じられる、そういう場所の提供だとそこにも書かれていました。これはクラブだけではなくて、家庭も学校もクラブも、どこでも共通したものだと思います。先ほど町長が学校ではそれなりにいい子だけれども、こっちに来たらはじけるというような子のことを言われましたけれども、学校でこういう形で押さえつけられたときに、家庭と同じような形ではじけるというのはあり得るわけで、でも、どこでも落ちついて、特に今、周りが騒々しかったらどうしようもないと。一人でゆっくり過ごしたいんだという子も来ているんですよ。そういう子の保障もしていただきたいと思って、環境改善をこれから考えていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

各区の公民館を使つての活動ですが、社協主導のサロン活動は10年ほど前から。てくてく広場は何年前ぐらいからでしょうか。通いの場は昨年からですよね。その前は施設で、去年から公民館でということ。今回、多世代交流サロンが今年度後半から始動するということがしょうが、それでいいですか。また、ほかに何か社協か町が主催するのを公民館でお願いしているというのがありますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

社協からの、てくてく広場については、いつから始まったというのは私のほうは存じておりませんが、通いの場については昨年からでございます。それと、先ほど申しましたサロンと多世代交流サロンですかね、今年度8月から始まるということで聞いております。

議員が言われたところが大体公民館のほうで行われている活動にはなるかと思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

地域活動支援コーディネーターの方が今回3人配置されています。ここに書いてあるのは、

地域連帯コミュニティーと言うのだそうですが、私はそれを聞いたときに、ごみレンジャーかと思って、何、ごみレンジャーでと。こういう愛称がやっぱり要るのかなと思いながら、これはちょっと余談ですけども、多世代交流サロンについては、ちょっとうがった見方でですけども、その方たちの活動のために各区に協力をお願いします。逆なんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

自治会の活動支援コーディネーターは、基本的には各区の公民館の活動をもっと活性化していただきたいと。やはり自分たちの住む一番近くの公民館で活動したほうが、より地域の連帯も生まれるし、わざわざ役場とか遠くまで来なくて、近くでいろんなお互いの顔の見える活動ができるということで、各区の公民館の活動を活性化していただきたいと。それは行政側からあれをしてください、これをしてくださいということではなくて、各地域の実情に応じた活動をしていただくために、それをサポートするためにコーディネーターを配置しておりますので、配置の目的は、あくまでも公民館活動の活性化のお手伝いをするというところで配置をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ここにチラシがあります。紹介されているのですが、こんなことに取り組みますと言われた、今、まちづくり課長が言われたようなことですね。やっぱり私は一番大事なのは、2つ目の自治会ごとの地域コミュニティ活動の課題把握と解決に向けた仕組みづくりの実践ということなんじゃないかなと。それが一番大きな課題じゃないかなと思ってですね。

ちなみに、10区の今の課題は、高齢化率が一番高いと言われる中で、ネットワークづくりをどうするかということなんですよ。それをすぐにはできないけれども、理解をお互い深めながらどうしていくかというのが大きな課題だと私は考えています。だけれども、この平成30年度、多世代交流サロン計画表を見ると、初めからそれぞれの区に日にちが割り振りされて、こういう内容でしますということが書かれているんですよ。それは各区の区長とかは望んでいないのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

多世代交流サロン事業というのは社会福祉協議会が主体としてやっているの、詳しくは、どういう経緯でなったかというところは、ちょっとわからないところではございます。

ただ、それを一般的な話を申しますと、そういう事業を立ち上げるのであれば、まず地域のほうに回って、そういう話をしながら決めていくというのが普通の手法だということで考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

これは仮につくられた、そして、変更可能ということだろうとは思いますが、初めに私が言いましたように、コーディネーターの方の活動をさせてもらいたいので区に協力してくださいじゃなくて、私たちが課題と思っているのを話し合いをした上で、みんなで積み上げていく、そういう逆の進め方をしていただきたいと要望します。

ところで、区長にしてみたら、また忙しか課題ば持ってきたと思われているのではないですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

このコーディネーターの配置を検討したときに、まず、区長様方とお話をさせていただいて、こういう形で配置をしていきたいということで御相談をされたときも、今、議員がおっしゃるように、また区に何かこんなことをしなさい、こんなことをしなさいと言うんじゃないかということの危惧はされましたので、いや、決してそういうことではございません。今、議員がおっしゃったように、それぞれの区ごとに課題はいろいろ違ってくると思いますので、それぞれの区に応じた支援をしていくと。ですので、一律的にあれをしてください、これをしてくださいという形ではやっていきませんという説明を各区にはしながら、この事業を進めてまいりたいということで御了解をいただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

下から盛り上がる、そういう進め方をしていただきたいということを再度申し上げて、ここで私が最後に言いたいのは、介護予防事業、通いの場をしていますけれども、一昨年と比べたら電気代がすごく高くなっているはずなんですよ。夏の暑いとき、3時間ぐらいがんがんかけますので。通いの場は正味1時間半ですけれども、早くから下からおばあさんたちが来られて、このおしゃべりが楽しいんですね。そして、サポーターも早く来て整えて、そして、終わったらサポーターは残って、きょうの反省とかされていますから、大体3時間は使っているんですよ。そしたら、そういうところでの町としての補助、支援がいただけないかなというのを思っていますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

全体的な通いの場について御説明申し上げます。

通いの場の運営に対する経費についての助成のほうも、今年度の4月からできるようになっておるところでございます。

○議長（品川義則君）

課長、助成の内容をお願いします。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

内容としましては、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費やら電気料も含まれてくるだろうと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先日、区長から基山町生活支援サービス等補助金、通いの場の補助金の手続の流れについてという文書のコピーをいただいています。そこでは、今、課長が言われたのと同時に、立ち上げのときに上限10万円でいろんな設備、おもりが要るんですよ。割と高いんです。何千円かするんですけれども、その準備とか、そういうところで、だけれども、10区は去年からの分で、まちづくり基金でいただいているですよ。だから、それはいいですし、今から先

の17区全部が通いの場を行うといったときの、これから先の、ことし4月からの取り組み、支援策で、本当にいい支援策をいただいたなと今思っています。

それと同時に、私が今言っているのは、例えば、会場使用料、電気代、そういうところでの支援がどういう形でいただけるのかなというのを聞きましたが。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

先ほどの補助金のお話なんですけれども、使用料として払う部分、それと、区によっては冷暖房の経費、そういうところを別にやっているところもあるかと思いますが、公民館の使用料、それと冷暖房使用料、そういうところはこの補助金で賄うことができるんじゃないかと考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そこで、今、課長が言われたのが運営費補助で、年に1回、上限10万円ということであるんですけれども、①から⑧まであって、申請に対する交付申請、決定、概算、支払い、振り込み、事業、実績報告書、実績の確認、額の確定通知、すごい煩雑な、例えば、私が子どもの病気で窓口払いじゃなくて償還払いでするときに手続きにやいかんですね。もうしたくないんですよ。そういう過ごし方をしてきました。そういう中で、また区長なり誰かにこの煩雑な手続きをしなければいけませんか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

一般的な補助でございますので、ちょっと煩雑かもしれませんが、その手続は行ってもらいたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

例えば、通いの場で、社協のサロン活動でお世話をしていますけれども、額は少ないので

すけれども、3,000円なんですけど、封筒に入れて3,000円、そして、印鑑を持ってきてください、会議のときに借り上げ料とってからもらうんですよね。だから、そういう形で一定の電気代と使用料をある程度、そんな10万円も要らんですよね。1万円ぐらいでいいと思うんですよ。だったら、それはこういう煩雑な手続をせんでできませんか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

これについても補助金交付要綱としてできておりますので、今の時点では社会福祉協議会が行われているやり方ですね、何千円というところで、定額で決められているところですけど、今、要綱として定めているのは、手続が必要だというところで定めていますので、そちらのほうでお願いしたいと考えております。

また、そういう助成の仕方が本当にできるのかというところは、財政当局のほうと話をしてみまして、検討はさせてもらいたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

町長としてと、それから、社会福祉協議会の会長として、両方の立場がございますので、まずは社会福祉協議会のほうでは、会場代とか冷房代とかいう形で非常に簡易的に幾つかの事業についてはお渡ししているやに思っております。それはうちから社会福祉協議会に対して出している予算の中から使ってあることがほとんどなんですけれども、逆に、やり方として、うちが社協に投げてそういう事業をするような場合は、それに合わせるような形にできるかもしれませんが、ただ、本当にそれでいいのかみたいな世界はありますよね。何でも社協に投げてしまえば、逆に、議会では見えにくくなりますよね。だから、その辺はそういう御意見であれば、そういう方向、逆に言えば、うちが直接やるんじゃなくて、そういうやり方もあるかなとは思いますが、その辺は通いの場がもうちょっと成熟してからでもいいのかなみたいな、そういう感じのことがありますね。だから、サロン事業とか言われても、やっている方はわかりませんが、ほかの方はほとんど、サロン事業で何じやろうかとか思っているというふうに思いますので。

それとあと、ついでに言いますと、多世代交流サロンというのは県の補助金を社協がもら

ってやっている事業なんですよ。だから、それが、きょうも傍聴でお見えになっているけど、その方々、生活支援コーディネーターの方々のためにその事業ができたという認識は私自身は全くなかったんで、早速確認しなきゃいけないとは思っていますけど、多分、そこら辺は少しいろいろな誤解が入っているんじゃないかなというふうに思ったりもしております。

きょうは区長も傍聴に来られていますので、そういう意味では、きょう来られている方々で後でゆっくり話せば、誤解も正すこともできると思いますので、ぜひ前向きにですね、公民館事業は非常に大事なんで、これからいい方向に行けるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

非常に大事な公民館活動の運営がこれからもできるように、簡素化を検討してください。

今回、私の質問に対して回答が幾つか前向きな発言があったと思います。対応が早くてありがたいなと思っています。今後ともコスモス教室の整備については、優先順位をつけて充実、改善を図っていくと回答されていますので、私もこれから推移を見守っていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時50分 散会～